

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<div data-bbox="142 296 528 373" data-label="Section-Header"> <h2>第1章 総 則</h2> </div> <div data-bbox="92 407 1326 527" data-label="Text"> <p>この章では、まず「計画の目的」及び「防災の基本方策」について明らかにし、次に、「防災関係機関等の責務」として、県、市町村、関係機関等がそれぞれ果たすべき責務と役割を示す。 さらに、「県内の活断層と地震」として、この計画の基礎となる地震が発生した場合の被害想定を概要を示す。</p> </div> <div data-bbox="92 556 237 588" data-label="Section-Header"> <h3>計画の体系</h3> </div> <div data-bbox="157 674 1113 951" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="92 1163 581 1220" data-label="Section-Header"> <h2>第1節 計画の目的</h2> </div> <div data-bbox="92 1264 317 1295" data-label="Section-Header"> <h3>第1 計画の目的</h3> </div> <div data-bbox="92 1295 1338 1417" data-label="Text"> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、富山県防災会議が策定する計画であり、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、県の地域における震災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県の地域、そして県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> </div> <div data-bbox="92 1442 721 1470" data-label="Section-Header"> <h4>国、県及び市町村の防災会議並びに防災計画の体系</h4> </div> <div data-bbox="192 1470 1175 1642" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="92 1728 317 1759" data-label="Section-Header"> <h3>第2 計画の性格</h3> </div> <div data-bbox="124 1759 1338 1969" data-label="List-Group"> <ol style="list-style-type: none"> この計画は、富山県の地域に係る地震対策について定めるものとする。 この計画は、県、市町村、防災関係機関及び県民等が地震対策に取り組むための基本方針であり、総合的で具体的かつ実践的な震災対策を定めるものである。 この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正する。したがって、各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年、県防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに、計画修正案を県防災会議に提出するものとする。 </div>	<div data-bbox="1347 407 2594 527" data-label="Text"> <p>この章では、まず「計画の目的」及び「防災の基本方策」について明らかにし、次に、「防災関係機関等の責務」として、県、市町村、関係機関等がそれぞれ果たすべき責務と役割を示す。 さらに、「社会構造の変化への対応」を示すとともに、「県内の活断層と地震」及び「本県における津波」として、この計画の基礎となる地震・津波が発生した場合の被害想定を概要を示す。</p> </div> <div data-bbox="1347 556 1492 588" data-label="Section-Header"> <h3>計画の体系</h3> </div> <div data-bbox="1412 674 2368 1134" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1347 1295 2594 1444" data-label="Text"> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、富山県防災会議が策定する計画であり、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、県の地域における地震・津波災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県の地域、そして県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> </div> <div data-bbox="1377 1745 2594 1955" data-label="List-Group"> <ol style="list-style-type: none"> この計画は、富山県の地域に係る地震・津波災害対策について定めるものとする。 この計画は、県、市町村、防災関係機関及び県民等が地震・津波災害対策に取り組むための基本方針であり、総合的で具体的かつ実践的な地震・津波災害対策を定めるものである。 この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正する。したがって、各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年、県防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに、計画修正案を県防災会議に提出するものとする。 </div>	<div data-bbox="2602 474 2908 596" data-label="Text"> <p>・「社会構造の変化への対応」及び「本県における津波」を追加</p> </div> <div data-bbox="2602 1356 2748 1386" data-label="Text"> <p>・文言修正</p> </div> <div data-bbox="2602 1745 2748 1774" data-label="Text"> <p>・文言修正</p> </div>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																		
<p>第3 計画の構成 この計画は、計画編と資料編から構成する。 計画編の構成は次の4章による。</p> <p>1 第1章 総則 この計画の基本方針、防災関係機関等の業務大綱・役割分担、本県の特質や被害想定など計画の基本となる事項を示す。</p> <p>2 第2章 震災予防対策 地震災害発生に備えて、防災都市づくりや都市基盤等の安全性強化、防災活動体制や救援・救護体制の整備を示すとともに、平常時からの教育、広報等による防災行動力の向上を図る事項等を示す。</p> <p>3 第3章 震災応急対策 地震発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の震災応急対策及び災害救助法の適用等に係る対策を示す。</p> <p>4 第4章 震災復旧対策 民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定、速やかな震災復旧を図るための事項を示す。</p> <div data-bbox="133 850 1282 1822" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>『富山県地域防災計画』の構成</p> <table border="1" data-bbox="786 1522 1216 1774"> <tr> <td rowspan="4">計 画 編 構 成 の 成</td> <td>第1章</td> <td>総則</td> </tr> <tr> <td>第2章</td> <td>震災予防対策</td> </tr> <tr> <td>第3章</td> <td>震災応急対策</td> </tr> <tr> <td>第4章</td> <td>震災復旧対策</td> </tr> </table> </div>	計 画 編 構 成 の 成	第1章	総則	第2章	震災予防対策	第3章	震災応急対策	第4章	震災復旧対策	<p>第3 計画の構成 この計画は、計画編と資料編から構成する。 計画編の構成は次の4章による。</p> <p>1 第1章 総則 この計画の基本方針、防災関係機関等の業務大綱・役割分担、本県の特質や被害想定など計画の基本となる事項を示す。</p> <p>2 第2章 地震・津波災害予防対策 地震・津波災害発生に備えて、防災都市づくりや都市基盤等の安全性強化、防災活動体制や救援・救護体制の整備を示すとともに、平常時からの教育、広報等による防災行動力の向上を図る事項等を示す。</p> <p>3 第3章 地震・津波災害応急対策 地震・津波災害発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の災害応急対策及び災害救助法の適用等に係る対策を示す。</p> <p>4 第4章 地震・津波災害復旧対策 民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定、速やかな災害復旧を図るための事項を示す。</p> <div data-bbox="1389 850 2567 1810" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>『富山県地域防災計画』の構成</p> <table border="1" data-bbox="1973 1543 2546 1759"> <tr> <td rowspan="4">計 画 編 構 成 の 成</td> <td>第1章</td> <td>総則</td> </tr> <tr> <td>第2章</td> <td>地震・津波災害予防対策</td> </tr> <tr> <td>第3章</td> <td>地震・津波災害応急対策</td> </tr> <tr> <td>第4章</td> <td>地震・津波災害復旧対策</td> </tr> </table> </div>	計 画 編 構 成 の 成	第1章	総則	第2章	地震・津波災害予防対策	第3章	地震・津波災害応急対策	第4章	地震・津波災害復旧対策	<p>・「震災」を「地震・津波災害」に修正</p>
計 画 編 構 成 の 成		第1章	総則																	
		第2章	震災予防対策																	
		第3章	震災応急対策																	
	第4章	震災復旧対策																		
計 画 編 構 成 の 成	第1章	総則																		
	第2章	地震・津波災害予防対策																		
	第3章	地震・津波災害応急対策																		
	第4章	地震・津波災害復旧対策																		

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第2節 防災の基本方策</p> <p>第1 防災についての考え方 防災とは、地震、集中豪雨や豪雪などの災害が発生しやすい自然条件下に加え、都市化の進展に伴い、密集した人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本県において県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策のひとつである。</p> <p>第2 防災の各段階における基本方策 地震防災には、<u>震災予防</u>、<u>震災応急対応</u>、<u>震災復旧・復興</u>の各段階があり、それぞれにおいて、国、公共機関、県・市町村及び事業者・県民が一致協力して総力をあげて災害対策をとることが被害の軽減につながる。特に、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動の展開が必要である。なお、<u>震災対策</u>についての各段階における基本方策は次のとおりである。</p> <p>1 計画的で周到な震災予防対策 (1) 災害に強い県土づくりを実現するため、防災ブロックの形成、防災空間の整備拡大、建築物の耐震不燃化の促進、市街地の再開発等により防災都市づくりを推進するとともに、公共土木施設等の耐震性強化、ライフライン施設・廃棄物処理施設・危険物施設の安全性強化、地盤の液状化対策等の推進により都市基盤の安全性を確保する。 (2) 地震防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設・通信連絡体制・緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ航空防災体制の強化、相互応援体制の整備により防災活動体制を整備するとともに、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、防災ボランティア活動の支援等により救援・救護体制を整備する。 (3) 日常から<u>震災</u>に備えるために、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、防災訓練の充実、災害時要援護者への<u>援護</u>等により防災行動力を向上させるとともに、<u>震災対策</u>調査研究の推進、地域危険度調査研究の促進により調査研究を一層充実する。</p> <p>2 迅速で円滑な震災応急対策 (1) 発災直後からの迅速、的確な初動態勢をとるために、地震規模に対応した非常配備体制を早急にとるとともに、発災直後の被害規模の早期把握や<u>震災</u>に関する情報の迅速な収集・伝達を行う。 また、大規模な被災の場合は、速やかに災害救助法の適用をはたらきかけるとともに、広域応援を要請する。 (2) 人命救助を最重点とした緊急救援・救護のため、被災者に対する救助・救急活動を速やかに実施するとともに、負傷者に対して迅速な医療救護活動を行う。また、地震による同時多発的な火災に対して、県民、自主防災組織、事業所、消防機関が一致協力して消火活動を行うとともに、大規模地震時には、消防庁に対し緊急消防援助隊の消防応援を要請する。 (3) 被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、また被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の捜索等、各種の被災者救援活動を行う。 (4) 二次災害等の危険性を見極め、被害拡大を防止するため、危険物大量貯蔵所、高圧ガス製造事業所、毒物劇物取扱施設（学校を含む）等における危険物・毒物等の防災対策や水防対策・土砂対策を講ずる。また、海上においては、災害情報の収集・伝達と、それに伴う災害防止措置の応急対策を実施する。 (5) 社会諸機能の応急復旧活動として、電力・ガス・上下水道・通信の各ライフライン施設や公共土木施設・社会公共施設等の応急復旧対策を速やかに講ずるとともに、自宅が被災した避難者救援のための応急住宅対策を実施する。また、応急教育、応急金融対策を講ずるとともに応急復旧活動のための労働力を確保する。</p> <p>3 速やかな震災復旧対策 (1) 民生安定のための緊急対策として、生活相談、義援金・救援物資の取扱い、資金援助、雇用確</p>	<p>防災とは、地震、集中豪雨や豪雪などの災害が発生しやすい自然条件下に加え、都市化の進展に伴い、密集した人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本県において県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策のひとつである。 <u>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。</u></p> <p>防災には、<u>災害予防</u>、<u>災害応急対応</u>、<u>災害復旧・復興</u>の各段階があり、それぞれにおいて、国、公共機関、県・市町村及び事業者・県民が一致協力して総力をあげて災害対策をとることが被害の軽減につながる。特に、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動の展開が必要である。なお、<u>地震・津波災害対策</u>についての各段階における基本方策は次のとおりである。</p> <p>1 計画的で周到な地震・津波災害予防対策 (1) 災害に強い県土づくりを実現するため、防災ブロックの形成、防災空間の整備拡大、建築物の耐震不燃化の促進、市街地の再開発等により防災都市づくりを推進するとともに、公共土木施設等の耐震性強化、ライフライン施設・廃棄物処理施設・危険物施設の安全性強化、地盤の液状化対策等の推進により都市基盤の安全性を確保する。 (2) 地震・津波防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設・通信連絡体制・緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ航空防災体制の強化、相互応援体制の整備により防災活動体制を整備するとともに、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、防災ボランティア活動の支援等により救援・救護体制を整備する。 (3) 日常から<u>地震・津波</u>に備えるために、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、防災訓練の充実、災害時要援護者への<u>支援</u>等により防災行動力を向上させるとともに、<u>地震・津波</u>に関する調査研究の推進、地域危険度調査研究の促進により調査研究を一層充実する。</p> <p>2 迅速で円滑な地震・津波災害応急対策 (1) 発災直後からの迅速、的確な初動態勢をとるために、地震規模に対応した非常配備体制を早急にとるとともに、発災直後の被害規模の早期把握や<u>地震・津波災害</u>に関する情報の迅速な収集・伝達を行う。 また、大規模な被災の場合は、速やかに災害救助法の適用をはたらきかけるとともに、広域応援を要請する。 (5) 社会諸機能の応急復旧活動として、電力・ガス・上下水道・<u>燃料油</u>・通信の各ライフライン施設や公共土木施設・社会公共施設等の応急復旧対策を速やかに講ずるとともに、自宅が被災した避難者救援のための応急住宅対策を実施する。また、応急教育、応急金融対策を講ずるとともに応急復旧活動のための労働力を確保する。</p> <p>3 速やかな地震・津波災害復旧対策</p>	<p>・防災基本計画修正による追加（減災の考え）</p> <p>・文言修正</p> <p>・文言修正</p> <p>・文言修正</p> <p>・燃料油追加</p> <p>・文言修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>保など、自立的生活再建を支援することにより被災者の生活確保、被災した中小企業者・農林漁業者への融資による支援、税の徴収猶予や減免等の措置を講じる。</p> <p>(2) 被災地域の迅速な復旧を進めるため、激甚災害指定を促進するとともに、災害復旧計画の策定、大規模災害時の指導・助言制度の活用による公共土木施設の災害復旧を図る。</p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、相互に連携をとりつつ、こうした災害対策の基本事項を積極的に推進するとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。</p> <p>第3 各種計画等の作成</p> <p>1 各種計画の作成</p> <p>本計画及び国の各省庁が別に定める防災業務計画に基づき、市町村その他の防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割、地域の実態を考慮しつつ防災に関する計画を作成、修正する必要がある。また、市町村地域防災計画の修正にあたっては、本計画に示された市町村の実施すべき事項をとり入れるとともに、市町村の自然条件、社会的条件を勘案し、防災の第一線機関として総合的で具体的かつ実践的な計画に修正する必要がある。</p> <p>2 行動要領（マニュアル）の作成</p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、各機関における防災計画を効果的に推進するため、他部局・機関との連携を図りつつ、次の対策を実行するものとする。</p> <p>(1) 各機関の防災計画に基づく行動要領（マニュアル＝実践的応急活動要領）の作成と、防災訓練を通じての職員への周知徹底</p> <p>(2) 防災に関する各種計画、マニュアル等の定期的及び適宜の点検</p> <p>(3) 他の計画（県及び市町村の開発計画、財政計画等）について、防災の観点からの各種施策への反映</p>		

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第3節 防災関係機関等の責務</p> <p>第1 防災関係機関等の責務 県、市町村及び防災関係機関並びに県民・事業所は、本計画に基づき次の<u>地震対策</u>を計画的かつ着実に推進するものとする。</p> <p>1 県 (1) 防災拠点施設の建設、防災上重要な公共施設や公共土木施設の耐震性の強化、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。 (2) 市町村が実施する地域防災拠点施設及び防災行政無線の整備、消防力の強化等に対し財政的支援を行う。 (3) 市町村を包括する立場から、災害状況の把握、市町村間の調整等、広域的な総合調整を行う。 (4) 防災関係機関との連携を強化し、国との連絡調整、消防、警察、自衛隊、伏木海上保安部その他関係機関との調整を行い、総合的な防災対策を推進する。 (5) 県民の自主防災意識の高揚及び防災に関する知識、技術の習得のため、リーダー研修や訓練等自主防災活動の普及啓発に努めるとともに、市町村が推進する自主防災組織の育成を支援する。</p> <p>2 市町村 (1) 公園、道路等防災空間を計画的に整備するとともに、防災上重要な庁舎、学校、病院等公共建物及び公共土木施設の耐震性を強化する。 (2) 地域防災拠点施設及びコミュニティ防災拠点施設や住民への確かな情報を伝達するための防災行政無線を計画的に整備する。 (3) 消防施設設備の充実や消防団の活性化等消防力を強化するとともに、消防防災ヘリコプターを活用するため場外離着陸場を確保する。 (4) 水・食料・生活必需物資等の備蓄、避難所の施設設備の整備充実、ライフライン関係機関との相互連携による各種防災対策を推進する。 (5) 住民の自主防災意識の高揚を図るため、地域の防災拠点施設に消火・救助資機材を計画的に配備するなど自主防災組織の育成を積極的に推進し、地域の防災力を高めるとともに、住民に対し研修、広報、訓練を実施し、防災活動の普及啓発に努める。</p> <p>3 防災関係機関 (1) 県民生活に密着する電力、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応急復旧活動のため体制整備を図るとともに、施設の耐震化について計画的に整備する。 (2) 消火・救助活動等を実施する消防、警察、自衛隊及び伏木海上保安部並びに公的医療関係機関は必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し応急活動の総合力の向上に努める。 (3) 報道機関は、津波予報を受信したときは、速やかに放送を行い、県民に対して周知するよう努めるとともに、災害に関する情報の提供に努める。 (4) 鉄道・バス等の輸送事業者は、施設の耐震性強化や資材等の整備拡充等<u>震災対策</u>の積極的推進に努める。</p> <p>4 県民 (1) 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐震補強や最低3日分の<u>飲料水・食料</u>等を備蓄するなど自ら災害に備えるための対策を講ずる。 (2) 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織の結成、育成に努める。 (3) 地域の防災拠点に配備された救助等資機材を活用した防災訓練を通じて、防災活動に必要な知識、技術の習得に努めるとともに、県及び市町村が実施する総合防災訓練に積極的に協力参加し地域の防災力の向上に努める。</p> <p>5 事業所・企業 (1) 県、市町村の防災都市づくりに積極的に参加し、建築物の耐震・不燃化に努める。 (2) 消防防災計画及び事業継続計画（BCP）の策定や自衛消防隊の設置・訓練を行い、事業所・企業の防災力を向上させるとともに、県、市町村が実施する総合防災訓練に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進する。 (3) 県及び市町村は、事業所・企業の防災意識の高揚を図るとともに、有料企業表彰等により、企業等の協力による地域の防災力を図る。</p>	<p>県、市町村及び防災関係機関並びに県民・事業所は、本計画に基づき次の<u>災害対策</u>を計画的かつ着実に推進するものとする。</p> <p>(4) 防災関係機関との連携を強化し、国との連絡調整、消防、警察、自衛隊、伏木海上保安部その他関係機関との調整を行い、総合的な防災対策を推進する。</p> <p>(4) 鉄道・バス等の輸送事業者は、施設の耐震性強化や資材等の整備拡充等<u>災害対策</u>の積極的推進に努める。</p> <p>(1) 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐震補強や最低3日分の<u>非常食、飲料水</u>等を備蓄するなど自ら災害に備えるための対策を講ずる。</p> <p>(2) 消防防災計画及び事業継続計画（BCP）の策定や自衛消防隊の設置・訓練を行い、<u>事業所・企業は、企業の防災力を向上させるとともに、県、市町村が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進し、県及び市町村は、防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うとともに、こうした取組みに資する情報提供等を進めるものとする。</u></p>	<p>・文言修正</p> <p>・誤字修正</p> <p>・文言修正</p> <p>・食料を非常食に修正</p> <p>・H21 防災基本計画改正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																																																																				
<p>第2 防災関係機関等の業務大綱 県、市町村並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び県内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等は、それぞれ地震防災に寄与するものとする。 また、災害による被害を軽減するために、行政による「公助」だけでなく、自ら身を守る「自助」や防災行政への寄与・協力、自主防災組織やコミュニティの強化、住民、ボランティア、企業等の連携も含めた「共助」が必要である このため、県民及び事業所・企業は、日頃から自主的に地震災害に備えるとともに、行政をはじめ防災関係機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。特に、事業所・企業においては、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識し、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、震災により帰宅が困難な従業員の保護のために、非常食料の備蓄その他の対応策を講ずるなど、防災対策を推進するものとする。 なお、各機関等が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <p>1 防災関係機関の業務大綱 (1) 県</p> <table border="1" data-bbox="133 699 1279 1226"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>富山県防災会議に関する事</td></tr> <tr><td>2</td><td>地震対策の組織の整備に関する事</td></tr> <tr><td>3</td><td>災害予警報等の情報伝達に関する事</td></tr> <tr><td>4</td><td>災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事</td></tr> <tr><td>5</td><td>被災者の救援、救護に関する事</td></tr> <tr><td>6</td><td>自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事</td></tr> <tr><td>7</td><td>震災時における交通規制及び輸送確保に関する事</td></tr> <tr><td>8</td><td>公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>9</td><td>浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>10</td><td>非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事</td></tr> <tr><td>11</td><td>災害救援ボランティアの受入調整等に関する事</td></tr> <tr><td>12</td><td>児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事</td></tr> <tr><td>13</td><td>震災時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事</td></tr> <tr><td>14</td><td>被災産業に対する融資等に関する事</td></tr> <tr><td>15</td><td>市町村等が処理する地震対策の総合調整に関する事</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 市町村</p> <table border="1" data-bbox="133 1289 1279 1871"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>市町村防災会議に関する事</td></tr> <tr><td>2</td><td>災害対策の組織の整備に関する事</td></tr> <tr><td>3</td><td>災害予警報の情報伝達に関する事</td></tr> <tr><td>4</td><td>防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事</td></tr> <tr><td>5</td><td>避難の勧告、指示等に関する事</td></tr> <tr><td>6</td><td>被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事</td></tr> <tr><td>7</td><td>被災者の救助、救護に関する事</td></tr> <tr><td>8</td><td>災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事</td></tr> <tr><td>9</td><td>消防活動及び水防対策に関する事</td></tr> <tr><td>10</td><td>水道事業の災害対策に関する事</td></tr> <tr><td>11</td><td>児童、生徒に対する応急教育に関する事</td></tr> <tr><td>12</td><td>公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>13</td><td>浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>14</td><td>飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事</td></tr> <tr><td>15</td><td>災害救援ボランティアの受入調整等に関する事</td></tr> <tr><td>16</td><td>自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事</td></tr> <tr><td>17</td><td>災害時要援護者の避難支援に関する事</td></tr> </tbody> </table>	事務又は業務の大綱		1	富山県防災会議に関する事	2	地震対策の組織の整備に関する事	3	災害予警報等の情報伝達に関する事	4	災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事	5	被災者の救援、救護に関する事	6	自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事	7	震災時における交通規制及び輸送確保に関する事	8	公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事	9	浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事	10	非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事	11	災害救援ボランティアの受入調整等に関する事	12	児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事	13	震災時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事	14	被災産業に対する融資等に関する事	15	市町村等が処理する地震対策の総合調整に関する事	事務又は業務の大綱		1	市町村防災会議に関する事	2	災害対策の組織の整備に関する事	3	災害予警報の情報伝達に関する事	4	防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事	5	避難の勧告、指示等に関する事	6	被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事	7	被災者の救助、救護に関する事	8	災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事	9	消防活動及び水防対策に関する事	10	水道事業の災害対策に関する事	11	児童、生徒に対する応急教育に関する事	12	公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事	13	浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事	14	飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事	15	災害救援ボランティアの受入調整等に関する事	16	自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事	17	災害時要援護者の避難支援に関する事	<p>このため、県民及び事業所・企業は、日頃から自主的に災害に備えるとともに、行政をはじめ防災関係機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。特に、事業所・企業においては、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識し、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、災害により帰宅が困難な従業員の保護のために、非常食の備蓄その他の対応策を講ずるなど、防災対策を推進するものとする。 なお、各機関等が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <p>1 防災関係機関の業務大綱 (1) 県</p> <table border="1" data-bbox="1368 699 2513 1226"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>富山県防災会議に関する事</td></tr> <tr><td>2</td><td>災害対策の組織の整備に関する事</td></tr> <tr><td>3</td><td>災害予警報等の情報伝達に関する事</td></tr> <tr><td>4</td><td>災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事</td></tr> <tr><td>5</td><td>被災者の救援、救護に関する事</td></tr> <tr><td>6</td><td>自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事</td></tr> <tr><td>7</td><td>災害時における交通規制及び輸送確保に関する事</td></tr> <tr><td>8</td><td>公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>9</td><td>浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>10</td><td>非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事</td></tr> <tr><td>11</td><td>災害救援ボランティアの受入調整等に関する事</td></tr> <tr><td>12</td><td>児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事</td></tr> <tr><td>13</td><td>災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事</td></tr> <tr><td>14</td><td>被災産業に対する融資等に関する事</td></tr> <tr><td>15</td><td>市町村等が処理する災害対策の総合調整に関する事</td></tr> </tbody> </table>	事務又は業務の大綱		1	富山県防災会議に関する事	2	災害対策の組織の整備に関する事	3	災害予警報等の情報伝達に関する事	4	災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事	5	被災者の救援、救護に関する事	6	自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事	7	災害時における交通規制及び輸送確保に関する事	8	公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事	9	浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事	10	非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事	11	災害救援ボランティアの受入調整等に関する事	12	児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事	13	災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事	14	被災産業に対する融資等に関する事	15	市町村等が処理する災害対策の総合調整に関する事	<p>・文言修正</p> <p>・文言統一</p>
事務又は業務の大綱																																																																																																						
1	富山県防災会議に関する事																																																																																																					
2	地震対策の組織の整備に関する事																																																																																																					
3	災害予警報等の情報伝達に関する事																																																																																																					
4	災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事																																																																																																					
5	被災者の救援、救護に関する事																																																																																																					
6	自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事																																																																																																					
7	震災時における交通規制及び輸送確保に関する事																																																																																																					
8	公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事																																																																																																					
9	浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事																																																																																																					
10	非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事																																																																																																					
11	災害救援ボランティアの受入調整等に関する事																																																																																																					
12	児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事																																																																																																					
13	震災時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事																																																																																																					
14	被災産業に対する融資等に関する事																																																																																																					
15	市町村等が処理する地震対策の総合調整に関する事																																																																																																					
事務又は業務の大綱																																																																																																						
1	市町村防災会議に関する事																																																																																																					
2	災害対策の組織の整備に関する事																																																																																																					
3	災害予警報の情報伝達に関する事																																																																																																					
4	防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事																																																																																																					
5	避難の勧告、指示等に関する事																																																																																																					
6	被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事																																																																																																					
7	被災者の救助、救護に関する事																																																																																																					
8	災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事																																																																																																					
9	消防活動及び水防対策に関する事																																																																																																					
10	水道事業の災害対策に関する事																																																																																																					
11	児童、生徒に対する応急教育に関する事																																																																																																					
12	公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事																																																																																																					
13	浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事																																																																																																					
14	飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事																																																																																																					
15	災害救援ボランティアの受入調整等に関する事																																																																																																					
16	自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事																																																																																																					
17	災害時要援護者の避難支援に関する事																																																																																																					
事務又は業務の大綱																																																																																																						
1	富山県防災会議に関する事																																																																																																					
2	災害対策の組織の整備に関する事																																																																																																					
3	災害予警報等の情報伝達に関する事																																																																																																					
4	災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事																																																																																																					
5	被災者の救援、救護に関する事																																																																																																					
6	自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事																																																																																																					
7	災害時における交通規制及び輸送確保に関する事																																																																																																					
8	公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事																																																																																																					
9	浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事																																																																																																					
10	非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事																																																																																																					
11	災害救援ボランティアの受入調整等に関する事																																																																																																					
12	児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事																																																																																																					
13	災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事																																																																																																					
14	被災産業に対する融資等に関する事																																																																																																					
15	市町村等が処理する災害対策の総合調整に関する事																																																																																																					

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考
(3) 指定地方行政機関		(3) 指定地方行政機関		・文言統一 ・土砂災害防止法の改正 ・災害緊急対応事業追加
機関等の名称	事務又は業務の大綱	機関等の名称	事務又は業務の大綱	
中部管区警察局	1 管区内各警察の災害警備活動の指導・調整に関すること 2 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること 3 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること 4 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること 5 情報の収集及び連絡に関すること 6 津波予報の伝達に関すること	中部管区警察局	1 管区内各警察の災害警備活動の指導・調整に関すること 2 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること 3 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること 4 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること 5 情報の収集及び連絡に関すること 6 津波予報の伝達に関すること	
北陸総合通信局	1 情報通信の確保に関すること 2 地震災害時における非常通信の運用監督に関すること 3 非常通信協議会の育成指導に関すること	北陸総合通信局	1 情報通信の確保に関すること 2 災害時における非常通信の運用監督に関すること 3 非常通信協議会の育成指導に関すること	
北陸財務局 富山財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資に関すること 2 地震時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること 3 主務省の要請による災害復旧事業費査定 ¹ の立会いに関すること 4 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付	北陸財務局 富山財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資に関すること 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること 3 主務省の要請による災害復旧事業費査定 ¹ の立会いに関すること 4 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付	
東海北陸厚生局	1 地震災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整	東海北陸厚生局	1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整	
富山労働局	1 地震災害時における工場、事業場の労働災害の防止に関すること 2 地震災害時における雇用対策に関すること	富山労働局	1 災害時における工場、事業場の労働災害の防止に関すること 2 災害時における雇用対策に関すること	
北陸農政局	1 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること 2 農地及び農業用施設の災害復旧事業費の緊急査定に関すること 3 農地及び農業用施設の災害復旧融資対策に関すること 4 震災時における応急食糧の緊急引渡しに関すること 5 政府所有米穀の売却及び地震災害時における応急供給に関すること 6 政府所有乾パン及び乾燥米飯の緊急引渡しに関すること	北陸農政局	1 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること 2 農地及び農業用施設の災害復旧事業費の緊急査定に関すること 3 農地及び農業用施設の災害復旧融資対策に関すること 4 災害時における応急食糧の緊急引渡しに関すること 5 政府所有米穀の売却及び災害時における応急供給に関すること 6 政府所有乾パン及び乾燥米飯の緊急引渡しに関すること	
中部森林管理局	1 森林、治山による地震災害予防に関すること 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び防災管理に関すること 3 国有林野の火災防止等保全管理に関すること	中部森林管理局	1 森林、治山による災害予防に関すること 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び防災管理に関すること 3 国有林野の火災防止等保全管理に関すること	
中部経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等災害関係物資の安定的供給の確保に関すること 2 被災商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の再建に必要な融資あっせんに関すること 4 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること	中部経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等災害関係物資の安定的供給の確保に関すること 2 被災商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の再建に必要な融資あっせんに関すること 4 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること	
中部近畿産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保安に関すること 2 鉱山における災害の防止及び応急対策に関すること	中部近畿産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保安に関すること 2 鉱山における災害の防止及び応急対策に関すること	
北陸地方整備局	1 黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報等の水防情報に関すること 2 黒部川流域及び常願寺川流域の砂防工事に関すること 3 富山湾沿岸の海岸保全施設に関する工事に関すること 4 利賀川における利賀ダムの建設工事に関すること 5 利賀川に係る河川の管理に関すること 6 一般国道8号、41号、156号及び160号の改築及び修繕工事、維持その他の管理に関すること 7 一般国道359号の改築工事に関すること 8 一般国道470号の新設工事に関すること 9 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること 10 航路の整備、保全及び管理に関すること 11 国が行う海洋汚染の防除に関すること 12 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他管理に関すること	北陸地方整備局	1 黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報等の水防情報に関すること 2 黒部川流域及び常願寺川流域の砂防工事に関すること 3 富山湾沿岸の海岸保全施設に関する工事に関すること 4 利賀川における利賀ダムの建設工事に関すること 5 利賀川に係る河川の管理に関すること 6 一般国道8号、41号、156号及び160号の改築及び修繕工事、維持その他の管理に関すること 7 一般国道359号の改築工事に関すること 8 一般国道470号の新設工事に関すること 9 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること 10 航路の整備、保全及び管理に関すること 11 国が行う海洋汚染の防除に関すること 12 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他管理に関すること 13 土砂災害緊急情報の発表等に関すること 14 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関する こと	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸信越運輸局</td> <td> 1 地震災害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動車運送事業者の安全運行の確保に関する事 2 地震災害時における自動車の調達、あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導に関する事 3 自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事 4 災害時における船舶調達、あっせんに関する事 5 災害時における水上輸送及び港湾荷役作業措置に関する事 6 船舶及び鉄軌道の事故災害の防止対策に関する事 </td> </tr> <tr> <td>大阪航空局 小松空港事務所</td> <td> 1 地震時における富山空港の措置に関する事 2 航空災害の防止対策及び応急措置に関する事 </td> </tr> <tr> <td>東京管区气象台 富山地方气象台</td> <td> 1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2 気象、地象（地震及び火山現象を除く）、水象の予報、警報に関する事 3 気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関する事 </td> </tr> <tr> <td>第九管区海上保安本部 伏木海上保安部</td> <td> 1 海上災害時における救助及び救難に関する事 2 海上交通の安全確保及び治安の維持に関する事 3 海上災害の防止対策及び応急措置に関する事 4 船舶等への気象警報の伝達等に関する事 5 災害時における援助に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>		機関等の名称	事務又は業務の大綱	北陸信越運輸局	1 地震災害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動車運送事業者の安全運行の確保に関する事 2 地震災害時における自動車の調達、あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導に関する事 3 自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事 4 災害時における船舶調達、あっせんに関する事 5 災害時における水上輸送及び港湾荷役作業措置に関する事 6 船舶及び鉄軌道の事故災害の防止対策に関する事	大阪航空局 小松空港事務所	1 地震時における富山空港の措置に関する事 2 航空災害の防止対策及び応急措置に関する事	東京管区气象台 富山地方气象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2 気象、地象（地震及び火山現象を除く）、水象の予報、警報に関する事 3 気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関する事	第九管区海上保安本部 伏木海上保安部	1 海上災害時における救助及び救難に関する事 2 海上交通の安全確保及び治安の維持に関する事 3 海上災害の防止対策及び応急措置に関する事 4 船舶等への気象警報の伝達等に関する事 5 災害時における援助に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸信越運輸局</td> <td> 1 災害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動車運送事業者の安全運行の確保に関する事 2 災害時における自動車の調達、あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導に関する事 3 自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事 4 災害時における船舶調達、あっせんに関する事 5 災害時における水上輸送及び港湾荷役作業措置に関する事 6 船舶及び鉄軌道の事故災害の防止対策に関する事 </td> </tr> <tr> <td>大阪航空局 小松空港事務所</td> <td> 1 災害時における富山空港の措置に関する事 2 航空災害の防止対策及び応急措置に関する事 </td> </tr> <tr> <td>東京管区气象台 富山地方气象台</td> <td> 1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）、水象の予報、警報に関する事 3 気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関する事 </td> </tr> <tr> <td>第九管区海上保安本部 伏木海上保安部</td> <td> 1 海上災害時における救助及び救難に関する事 2 海上交通の安全確保及び治安の維持に関する事 3 海上災害の防止対策及び応急措置に関する事 4 船舶等への気象警報の伝達等に関する事 5 災害時における援助に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>		機関等の名称	事務又は業務の大綱	北陸信越運輸局	1 災害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動車運送事業者の安全運行の確保に関する事 2 災害時における自動車の調達、あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導に関する事 3 自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事 4 災害時における船舶調達、あっせんに関する事 5 災害時における水上輸送及び港湾荷役作業措置に関する事 6 船舶及び鉄軌道の事故災害の防止対策に関する事	大阪航空局 小松空港事務所	1 災害時における富山空港の措置に関する事 2 航空災害の防止対策及び応急措置に関する事	東京管区气象台 富山地方气象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）、水象の予報、警報に関する事 3 気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関する事	第九管区海上保安本部 伏木海上保安部	1 海上災害時における救助及び救難に関する事 2 海上交通の安全確保及び治安の維持に関する事 3 海上災害の防止対策及び応急措置に関する事 4 船舶等への気象警報の伝達等に関する事 5 災害時における援助に関する事	<p>・文言統一</p> <p>・気象業法改正（H19年11月）による</p>																
機関等の名称	事務又は業務の大綱																																							
北陸信越運輸局	1 地震災害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動車運送事業者の安全運行の確保に関する事 2 地震災害時における自動車の調達、あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導に関する事 3 自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事 4 災害時における船舶調達、あっせんに関する事 5 災害時における水上輸送及び港湾荷役作業措置に関する事 6 船舶及び鉄軌道の事故災害の防止対策に関する事																																							
大阪航空局 小松空港事務所	1 地震時における富山空港の措置に関する事 2 航空災害の防止対策及び応急措置に関する事																																							
東京管区气象台 富山地方气象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2 気象、地象（地震及び火山現象を除く）、水象の予報、警報に関する事 3 気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関する事																																							
第九管区海上保安本部 伏木海上保安部	1 海上災害時における救助及び救難に関する事 2 海上交通の安全確保及び治安の維持に関する事 3 海上災害の防止対策及び応急措置に関する事 4 船舶等への気象警報の伝達等に関する事 5 災害時における援助に関する事																																							
機関等の名称	事務又は業務の大綱																																							
北陸信越運輸局	1 災害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動車運送事業者の安全運行の確保に関する事 2 災害時における自動車の調達、あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導に関する事 3 自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事 4 災害時における船舶調達、あっせんに関する事 5 災害時における水上輸送及び港湾荷役作業措置に関する事 6 船舶及び鉄軌道の事故災害の防止対策に関する事																																							
大阪航空局 小松空港事務所	1 災害時における富山空港の措置に関する事 2 航空災害の防止対策及び応急措置に関する事																																							
東京管区气象台 富山地方气象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）、水象の予報、警報に関する事 3 気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関する事																																							
第九管区海上保安本部 伏木海上保安部	1 海上災害時における救助及び救難に関する事 2 海上交通の安全確保及び治安の維持に関する事 3 海上災害の防止対策及び応急措置に関する事 4 船舶等への気象警報の伝達等に関する事 5 災害時における援助に関する事																																							
<p>(4) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵政公社北陸支社</td> <td> 1 地震災害時における郵政事業運営の確保に関する事 2 地震災害時における郵政事業（郵便、郵便貯金、簡易保険）に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事 3 被災地域の地方公共団体に対する簡易生命保険資金による短期融通に関する事 と </td> </tr> <tr> <td>日本銀行富山事務所</td> <td> 1 通貨の円滑な供給確保に関する事 2 地震災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関する事 </td> </tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社</td> <td> 1 鉄道輸送の安全確保に関する事 2 地震災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関する事 </td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路株式会社 金沢支社</td> <td> 1 北陸自動車道（木之本IC～朝日IC）及び東海北陸自動車道（白川郷IC～小矢部砺波JCT）の維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関する事 </td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td> 1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 2 災害時における緊急通話の確保に関する事 </td> </tr> <tr> <td>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸</td> <td> 1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 2 地震災害時における緊急通話の確保に関する事 </td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 富山県支部</td> <td> 1 地震災害時における医療救護に関する事 2 地震災害時の血液製剤の供給に関する事 3 義援金及び救援物資の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関する事 4 その他、奉仕団が行う炊出しや避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務に関する事 </td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 富山放送局</td> <td> 1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関する事 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関する事 3 社会事業団等による義援金品の募集の周知に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>		機関等の名称	事務又は業務の大綱	日本郵政公社北陸支社	1 地震災害時における郵政事業運営の確保に関する事 2 地震災害時における郵政事業（郵便、郵便貯金、簡易保険）に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事 3 被災地域の地方公共団体に対する簡易生命保険資金による短期融通に関する事 と	日本銀行富山事務所	1 通貨の円滑な供給確保に関する事 2 地震災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関する事	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社	1 鉄道輸送の安全確保に関する事 2 地震災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関する事	中日本高速道路株式会社 金沢支社	1 北陸自動車道（木之本IC～朝日IC）及び東海北陸自動車道（白川郷IC～小矢部砺波JCT）の維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関する事	西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 2 災害時における緊急通話の確保に関する事	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 2 地震災害時における緊急通話の確保に関する事	日本赤十字社 富山県支部	1 地震災害時における医療救護に関する事 2 地震災害時の血液製剤の供給に関する事 3 義援金及び救援物資の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関する事 4 その他、奉仕団が行う炊出しや避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務に関する事	日本放送協会 富山放送局	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関する事 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関する事 3 社会事業団等による義援金品の募集の周知に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵便事業株式会社北陸支社 郵便局株式会社北陸支社</td> <td> 1 災害時における郵便業務の確保に関する事 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事 と (削除) </td> </tr> <tr> <td>日本銀行富山事務所</td> <td> 1 通貨の円滑な供給確保に関する事 2 災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関する事 </td> </tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社</td> <td> 1 鉄道輸送の安全確保に関する事 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関する事 </td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路株式会社 金沢支社</td> <td> 1 北陸自動車道（木之本IC～朝日IC）及び東海北陸自動車道（白川郷IC～小矢部砺波JCT）の維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関する事 </td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td> 1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 2 災害時における緊急通話の確保に関する事 </td> </tr> <tr> <td>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸</td> <td> 1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 2 災害時における緊急通話の確保に関する事 </td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 富山県支部</td> <td> 1 災害時における医療救護に関する事 2 災害時の血液製剤の供給に関する事 3 義援金及び救援物資の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関する事 4 その他、奉仕団が行う炊出しや避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務に関する事 </td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 富山放送局</td> <td> 1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関する事 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関する事 3 社会事業団等による義援金品の募集の周知に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>		機関等の名称	事務又は業務の大綱	郵便事業株式会社北陸支社 郵便局株式会社北陸支社	1 災害時における郵便業務の確保に関する事 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事 と (削除)	日本銀行富山事務所	1 通貨の円滑な供給確保に関する事 2 災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関する事	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社	1 鉄道輸送の安全確保に関する事 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関する事	中日本高速道路株式会社 金沢支社	1 北陸自動車道（木之本IC～朝日IC）及び東海北陸自動車道（白川郷IC～小矢部砺波JCT）の維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関する事	西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 2 災害時における緊急通話の確保に関する事	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 2 災害時における緊急通話の確保に関する事	日本赤十字社 富山県支部	1 災害時における医療救護に関する事 2 災害時の血液製剤の供給に関する事 3 義援金及び救援物資の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関する事 4 その他、奉仕団が行う炊出しや避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務に関する事	日本放送協会 富山放送局	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関する事 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関する事 3 社会事業団等による義援金品の募集の周知に関する事	<p>・日本郵政公社の民営分社化による</p>
機関等の名称	事務又は業務の大綱																																							
日本郵政公社北陸支社	1 地震災害時における郵政事業運営の確保に関する事 2 地震災害時における郵政事業（郵便、郵便貯金、簡易保険）に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事 3 被災地域の地方公共団体に対する簡易生命保険資金による短期融通に関する事 と																																							
日本銀行富山事務所	1 通貨の円滑な供給確保に関する事 2 地震災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関する事																																							
西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社	1 鉄道輸送の安全確保に関する事 2 地震災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関する事																																							
中日本高速道路株式会社 金沢支社	1 北陸自動車道（木之本IC～朝日IC）及び東海北陸自動車道（白川郷IC～小矢部砺波JCT）の維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関する事																																							
西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 2 災害時における緊急通話の確保に関する事																																							
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 2 地震災害時における緊急通話の確保に関する事																																							
日本赤十字社 富山県支部	1 地震災害時における医療救護に関する事 2 地震災害時の血液製剤の供給に関する事 3 義援金及び救援物資の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関する事 4 その他、奉仕団が行う炊出しや避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務に関する事																																							
日本放送協会 富山放送局	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関する事 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関する事 3 社会事業団等による義援金品の募集の周知に関する事																																							
機関等の名称	事務又は業務の大綱																																							
郵便事業株式会社北陸支社 郵便局株式会社北陸支社	1 災害時における郵便業務の確保に関する事 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事 と (削除)																																							
日本銀行富山事務所	1 通貨の円滑な供給確保に関する事 2 災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関する事																																							
西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社	1 鉄道輸送の安全確保に関する事 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関する事																																							
中日本高速道路株式会社 金沢支社	1 北陸自動車道（木之本IC～朝日IC）及び東海北陸自動車道（白川郷IC～小矢部砺波JCT）の維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関する事																																							
西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 2 災害時における緊急通話の確保に関する事																																							
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 2 災害時における緊急通話の確保に関する事																																							
日本赤十字社 富山県支部	1 災害時における医療救護に関する事 2 災害時の血液製剤の供給に関する事 3 義援金及び救援物資の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関する事 4 その他、奉仕団が行う炊出しや避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務に関する事																																							
日本放送協会 富山放送局	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関する事 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関する事 3 社会事業団等による義援金品の募集の周知に関する事																																							

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人 国立病院機構</td> <td>1 災害時における医療救護班の編成及び派遣に関すること 2 所管の県内施設及び近県施設による罹災疾病者の収容、治療に関すること 3 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援にあたらせる。</td> </tr> <tr> <td>北陸電力株式会社</td> <td>1 電力施設の整備及び地震防災管理並びに災害復旧に関すること 2 <u>地震</u>災害時における電力供給の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>関西電力株式会社 北陸支社</td> <td>1 電力施設の整備及び地震防災管理並びに災害復旧に関すること 2 <u>地震</u>災害時における電力融通に関すること</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社 富山支店</td> <td>1 <u>地震</u>災害時における緊急輸送の確保に関すること</td> </tr> </tbody> </table>		機関等の名称	事務又は業務の大綱	独立行政法人 国立病院機構	1 災害時における医療救護班の編成及び派遣に関すること 2 所管の県内施設及び近県施設による罹災疾病者の収容、治療に関すること 3 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援にあたらせる。	北陸電力株式会社	1 電力施設の整備及び地震防災管理並びに災害復旧に関すること 2 <u>地震</u> 災害時における電力供給の確保に関すること	関西電力株式会社 北陸支社	1 電力施設の整備及び地震防災管理並びに災害復旧に関すること 2 <u>地震</u> 災害時における電力融通に関すること	日本通運株式会社 富山支店	1 <u>地震</u> 災害時における緊急輸送の確保に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人 国立病院機構</td> <td>1 災害時における医療救護班の編成及び派遣に関すること 2 所管の県内施設及び近県施設による罹災疾病者の収容、治療に関すること 3 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援にあたらせる。</td> </tr> <tr> <td>北陸電力株式会社</td> <td>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>関西電力株式会社 北陸支社</td> <td>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力融通に関すること</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社 富山支店</td> <td>1 災害時における緊急輸送の確保に関すること</td> </tr> </tbody> </table>		機関等の名称	事務又は業務の大綱	独立行政法人 国立病院機構	1 災害時における医療救護班の編成及び派遣に関すること 2 所管の県内施設及び近県施設による罹災疾病者の収容、治療に関すること 3 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援にあたらせる。	北陸電力株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること	関西電力株式会社 北陸支社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力融通に関すること	日本通運株式会社 富山支店	1 災害時における緊急輸送の確保に関すること	<p>・文言統一</p>														
機関等の名称	事務又は業務の大綱																																					
独立行政法人 国立病院機構	1 災害時における医療救護班の編成及び派遣に関すること 2 所管の県内施設及び近県施設による罹災疾病者の収容、治療に関すること 3 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援にあたらせる。																																					
北陸電力株式会社	1 電力施設の整備及び地震防災管理並びに災害復旧に関すること 2 <u>地震</u> 災害時における電力供給の確保に関すること																																					
関西電力株式会社 北陸支社	1 電力施設の整備及び地震防災管理並びに災害復旧に関すること 2 <u>地震</u> 災害時における電力融通に関すること																																					
日本通運株式会社 富山支店	1 <u>地震</u> 災害時における緊急輸送の確保に関すること																																					
機関等の名称	事務又は業務の大綱																																					
独立行政法人 国立病院機構	1 災害時における医療救護班の編成及び派遣に関すること 2 所管の県内施設及び近県施設による罹災疾病者の収容、治療に関すること 3 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援にあたらせる。																																					
北陸電力株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること																																					
関西電力株式会社 北陸支社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力融通に関すること																																					
日本通運株式会社 富山支店	1 災害時における緊急輸送の確保に関すること																																					
<p>(5) 自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第14普通科連隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団</td> <td>1 <u>地震</u>災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること</td> </tr> </tbody> </table>		機関等の名称	事務又は業務の大綱	陸上自衛隊第14普通科連隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団	1 <u>地震</u> 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること	<p>(5) 自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第14普通科連隊 <u>陸上自衛隊第382施設中隊</u> 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団</td> <td>1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること 2 災害時における応急復旧活動に関すること</td> </tr> </tbody> </table>		機関等の名称	事務又は業務の大綱	陸上自衛隊第14普通科連隊 <u>陸上自衛隊第382施設中隊</u> 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団	1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること 2 災害時における応急復旧活動に関すること	<p>・富山駐屯地追加 ・役割追加</p>																										
機関等の名称	事務又は業務の大綱																																					
陸上自衛隊第14普通科連隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団	1 <u>地震</u> 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること																																					
機関等の名称	事務又は業務の大綱																																					
陸上自衛隊第14普通科連隊 <u>陸上自衛隊第382施設中隊</u> 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団	1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること 2 災害時における応急復旧活動に関すること																																					
<p>(6) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄軌道・バス事業者 富山地方鉄道（株） 加越能鉄道（株）</td> <td>1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 <u>地震</u>災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 <u>地震</u>災害時における被災地との交通の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>ガス供給事業者等 日本海ガス（株） 高岡ガス（株） (社)日本橋ガス北陸支部 (社)富山県エルピ-ガス協会</td> <td>1 <u>地震</u>災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること 2 ガス施設の防護管理及び<u>地震</u>災害時の応急措置並びに復旧に関すること 3 県民に対する<u>地震</u>災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること</td> </tr> <tr> <td>自動車運送事業者 〔(社)富山県トラック協会〕</td> <td>1 <u>地震</u>災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること 2 <u>地震</u>災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること</td> </tr> <tr> <td>報道機関 北日本放送(株) 富山テレビ放送(株) (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 (株)富山新聞社 富山エフエム放送(株)</td> <td>1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること 2 <u>地震</u>災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること</td> </tr> <tr> <td>(社)富山県医師会</td> <td>1 <u>地震</u>災害時における医療救護活動に関すること</td> </tr> <tr> <td>土地改良区</td> <td>1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td>指定水防管理団体</td> <td>1 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</td> </tr> </tbody> </table>		機関等の名称	事務又は業務の大綱	鉄軌道・バス事業者 富山地方鉄道（株） 加越能鉄道（株）	1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 <u>地震</u> 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 <u>地震</u> 災害時における被災地との交通の確保に関すること	ガス供給事業者等 日本海ガス（株） 高岡ガス（株） (社)日本橋ガス北陸支部 (社)富山県エルピ-ガス協会	1 <u>地震</u> 災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること 2 ガス施設の防護管理及び <u>地震</u> 災害時の応急措置並びに復旧に関すること 3 県民に対する <u>地震</u> 災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること	自動車運送事業者 〔(社)富山県トラック協会〕	1 <u>地震</u> 災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること 2 <u>地震</u> 災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること	報道機関 北日本放送(株) 富山テレビ放送(株) (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 (株)富山新聞社 富山エフエム放送(株)	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること 2 <u>地震</u> 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること		(社)富山県医師会	1 <u>地震</u> 災害時における医療救護活動に関すること	土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること	指定水防管理団体	1 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄軌道・バス事業者 富山地方鉄道（株） 加越能鉄道（株）</td> <td>1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 災害時における被災地との交通の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>ガス供給事業者等 日本海ガス（株） 高岡ガス（株） (社)日本コミュニティガス北陸支部 (社)富山県エルピ-ガス協会</td> <td>1 災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること 2 ガス施設の防護管理及び災害時の応急措置並びに復旧に関すること 3 県民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること</td> </tr> <tr> <td>自動車運送事業者 (社)富山県トラック協会</td> <td>1 災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること 2 災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること</td> </tr> <tr> <td>報道機関 北日本放送(株) 富山テレビ放送(株) (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 (株)富山新聞社 富山エフエム放送(株)</td> <td>1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること</td> </tr> <tr> <td>(社)富山県医師会 (社)富山県看護協会 (社)富山県薬剤師会 (社)富山県歯科医師会</td> <td>1 災害時における医療救護活動に関すること</td> </tr> <tr> <td>(福)富山県社会福祉協議会</td> <td>1 災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に関すること</td> </tr> <tr> <td>土地改良区</td> <td>1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td>指定水防管理団体</td> <td>1 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</td> </tr> </tbody> </table>		機関等の名称	事務又は業務の大綱	鉄軌道・バス事業者 富山地方鉄道（株） 加越能鉄道（株）	1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 災害時における被災地との交通の確保に関すること	ガス供給事業者等 日本海ガス（株） 高岡ガス（株） (社)日本コミュニティガス北陸支部 (社)富山県エルピ-ガス協会	1 災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること 2 ガス施設の防護管理及び災害時の応急措置並びに復旧に関すること 3 県民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること	自動車運送事業者 (社)富山県トラック協会	1 災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること 2 災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること	報道機関 北日本放送(株) 富山テレビ放送(株) (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 (株)富山新聞社 富山エフエム放送(株)	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること	(社)富山県医師会 (社)富山県看護協会 (社)富山県薬剤師会 (社)富山県歯科医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること	(福)富山県社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に関すること	土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること	指定水防管理団体	1 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること
機関等の名称	事務又は業務の大綱																																					
鉄軌道・バス事業者 富山地方鉄道（株） 加越能鉄道（株）	1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 <u>地震</u> 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 <u>地震</u> 災害時における被災地との交通の確保に関すること																																					
ガス供給事業者等 日本海ガス（株） 高岡ガス（株） (社)日本橋ガス北陸支部 (社)富山県エルピ-ガス協会	1 <u>地震</u> 災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること 2 ガス施設の防護管理及び <u>地震</u> 災害時の応急措置並びに復旧に関すること 3 県民に対する <u>地震</u> 災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること																																					
自動車運送事業者 〔(社)富山県トラック協会〕	1 <u>地震</u> 災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること 2 <u>地震</u> 災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること																																					
報道機関 北日本放送(株) 富山テレビ放送(株) (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 (株)富山新聞社 富山エフエム放送(株)	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること 2 <u>地震</u> 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること																																					
(社)富山県医師会	1 <u>地震</u> 災害時における医療救護活動に関すること																																					
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること																																					
指定水防管理団体	1 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること																																					
機関等の名称	事務又は業務の大綱																																					
鉄軌道・バス事業者 富山地方鉄道（株） 加越能鉄道（株）	1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 災害時における被災地との交通の確保に関すること																																					
ガス供給事業者等 日本海ガス（株） 高岡ガス（株） (社)日本コミュニティガス北陸支部 (社)富山県エルピ-ガス協会	1 災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること 2 ガス施設の防護管理及び災害時の応急措置並びに復旧に関すること 3 県民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること																																					
自動車運送事業者 (社)富山県トラック協会	1 災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること 2 災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること																																					
報道機関 北日本放送(株) 富山テレビ放送(株) (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 (株)富山新聞社 富山エフエム放送(株)	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること																																					
(社)富山県医師会 (社)富山県看護協会 (社)富山県薬剤師会 (社)富山県歯科医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること																																					
(福)富山県社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に関すること																																					
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること																																					
指定水防管理団体	1 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること																																					

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2 県民及び事業所・企業のとるべき措置</p> <p>(1) 県民</p> <p>ア 震災を防止するため、地域住民と相互に協力するとともに、県及び市町村が行う防災事業に協力し、県民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>イ 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐震補強や3日分の飲料水・食料等を備蓄するなど、自ら震災に備えるための対策を講ずるとともに、市町村が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。</p> <p>ウ 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織の結成、育成に努めるものとする。</p> <p>(2) 事業所・企業</p> <p>ア 自衛消防隊を組織し消防防災体制を整備するとともに、県及び市町村が実施する防災事業に協力するものとする。</p> <p>イ 事業活動にあたっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、震災を防止するため最大の努力を払うものとする。</p> <p>ウ 震災時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>第3 役割分担</p> <p>1 防災関係機関等の役割分担</p> <p>本計画において、県、市町村その他の防災関係機関の地震防災対策において果たすべき役割を明確に定めるものとし、県及び市町村は、地域の実情に配慮しつつ、役割に基づく地震防災対策を計画的かつ着実に推進するものとする。</p> <p>各防災関係機関等の役割分担については、資料編に掲載する。</p>	<p>ア 災害時の被害を最小化するため、地域住民と相互に協力するとともに、県及び市町村が行う防災事業に協力し、県民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>イ 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐震補強や最低3日分の非常食、飲料水等を備蓄するなど、自ら災害に備えるための対策を講ずるとともに、<u>県及び市町村</u>が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。</p> <p>イ 事業活動にあたっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、<u>災害時の被害を最小化</u>するため最大の努力を払うものとする。</p> <p>ウ <u>災害時の企業の果たす役割</u>（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>第3 役割分担</p> <p>1 防災関係機関等の役割分担</p> <p>本計画において、県、市町村その他の防災関係機関の<u>地震・津波災害に係る</u>防災対策において果たすべき役割を明確に定めるものとし、県及び市町村は、<u>地域の実情に配慮しつつ、役割に基づく地震・津波災害に係る</u>防災対策を計画的かつ着実に推進するものとする。</p> <p>各防災関係機関等の役割分担については、資料編に掲載する。</p>	<p>・防災から減災の考えに修正</p> <p>・食料を非常食に修正</p> <p>・防災から減災の考えに修正</p> <p>・文言修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第4節 県内の活断層と地震</p> <p>第2 社会環境の変化 <u>地震災害は、地形、地質、地盤等の自然条件に起因するものに加えて、人口密集や都市化等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。</u> <u>被害を拡大する災害要因としては、主として次のような点が指摘されている。</u></p> <p>1 都市化の進展 <u>市街地の拡大に伴って、既成市街地における建物の高層化、密集化が進行する一方、旧市街地の一部では老朽化が進んでおり、こうした状況は、災害時における被災人口の増大、火災の多発、延焼地域の拡大等、被害拡大の社会的要因となっている。</u></p> <p>2 工業化の進展 <u>高度経済成長の時代を中心に工業化が進展したが、本県における臨海工業地帯は地盤の軟弱な地域に立地しており、地盤の液状化現象等により地震時においては被害の危険性がある。</u></p> <p>3 交通機関の発達 <u>自動車、鉄道、航空等の高速交通機関は著しく発達したが、自動車については、それ自体ガソリン等の危険物を内蔵して出火、延焼の原因となるとともに、大量の自動車によって引き起こされる交通混乱によって被害が著しく拡大されることが予想される。</u> <u>また、大量輸送機関である鉄道の発展、北陸自動車道や富山空港といった高速交通網の整備により利便性が増大したが、多数の死傷者等地震による被害発生の危険性も増大している。</u></p> <p>4 生活環境の変化 <u>生活様式の近代化により、電力、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設やコンピューター、情報通信ネットワークへの依存度が高まる中で、震災時にこうした施設の被害が発生した場合には、その復旧に時間を要することが懸念され、さらには二次災害の危険性にも注意しなければならない。また、利用者にとっては、情報の不足や生活の不便性等により生活面での不安が増大する危険性がある。</u></p> <p>5 コミュニティ活動の停滞 <u>本県においても、都市化の進展、通勤者の増大等により、特に市街地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されているところである。また、高齢化、国際化等の進展により、高齢者（とりわけ一人暮らしの高齢者）、障害者、外国人等の災害時要援護者の増加が見られる。地域において、被害を少しでも軽減するには、「みんなのまちはみんなで守る」という地域における事業所や住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。</u></p> <p>本県では有感地震は少ないが、平成16年の新潟県中越地震により全国どこでも地震が発生することは改めて強く認識されたところである。前述の社会環境の変化によって地震の被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化し、同時複合的な現れ方をするものと考えられる。現状ではこうした新しい災害要因への対応は決して十分なものとはいえない。したがって、地震被害を軽減するためには、こうした様々な環境の変化に的確に対応しながら、防災意識の高揚等の活動を不断に続けていくことが必要である。</p>	<p>第4節 社会構造の変化への対応</p> <p><u>近年、都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により災害脆弱性の高まりがみられ、国、公共機関、県、市町村、防災関係機関等は、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。</u> <u>とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることが肝要である。</u></p> <p>1 都市構造の変化 <u>市街地の拡大に伴って、建物の高層化、密集化が進行する一方、旧市街地の一部では老朽化が進んでおり、こうした状況は、災害時における被災人口の増大、火災の多発、延焼地域の拡大等、被害拡大の社会的要因となっている。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 生活環境の変化 <u>ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大が見られるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。このため、これらの施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。</u></p> <p>3 コミュニティ活動の停滞 <u>本県においても、都市化の進展、通勤者の増大等により、特に市街地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されているところである。地域において、被害を少しでも軽減するには、「みんなのまちはみんなで守る」という地域における事業所や住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。</u></p> <p>4 災害時要援護者の増加 <u>高齢者（とりわけ一人暮らしの高齢者）、障害者、外国人等の災害時要援護者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、災害時要援護者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。</u></p> <p>5 男女共同参画の視点を取り入れた防災 <u>男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>・第4節第2を第4節として独立</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画					修正案（変更部分のみ記載）					備考
富山県における社会環境の推移					富山県における社会環境の推移					・数値の時点修正
	1980年	1990年	2000年	2002年		1980年	1990年	2000年	2010年	
人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,118,518人	人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,090,367人	
人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	263.4人	人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	256.7人	
世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	365,506世帯	世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	386,683世帯	
電力使用量	7,704百万kWh	9,524百万kWh	10,594百万kWh	10,405百万kWh	電力使用量	7,704百万kWh	9,524百万kWh	10,594百万kWh	11,863百万kWh	
上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	92.2%	上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	93.2%	
下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	63.1%	下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	79.6%	
電話加入数	329千台	418千台	391千台	383千台	電話加入数	329千台	418千台	391千台	280千台	
自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	847,631台	自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	876,190台	
老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	21.97%	老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.2%	
外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	10,833人	外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	
(資料：富山県各種統計)					(資料：富山県各種統計ほか)					

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第4節 県内の活断層と地震</p> <p>今後、本県で起こり得る大規模な地震を予測し、被害を想定することは、本計画に基づく<u>震災対策</u>を推進するうえで前提となるものである。</p> <p>また、地震による被害を想定することは、予防、応急、復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が<u>震災対策</u>を推進するうえにおいて役立つばかりでなく、防災関係機関や県民の地震に対する意識高揚にも大きな効果が期待できる。</p> <p>なお、地震による被害は、地形、地質、地盤等の自然条件や都市化、工業化の進展等の社会的条件によって大きく変化することに留意し、県内の活断層や過去の地震被害等を把握するとともに、地震被害の想定に基づく<u>震災対策</u>を推進する必要がある。</p> <p>第1 地形、地質、地盤の特性</p> <p>1 地 形</p> <p>本県は、本州日本海側の中央部に位置し、三方を山に囲まれ、東部は中部山岳地帯の北アルプスと境川によって新潟、長野県の両県と接し、西部は倶利伽羅峠を介して石川県と、南部は重畳たる飛騨山地を経て岐阜県と接しており、北部は富山湾を抱いて日本海に面している。</p> <p>県土面積は、4,247km²で東西90km、南北76kmにおよび、海岸線は148.6kmの延長を有している。東部から南部にかけては、北アルプスの大部分を占める高山性山地があり、その山地は黒部峡谷によって立山連峰と後立山連峰に二分される。これらの北端部は急峻な地形となって富山湾に臨んでいる。</p> <p>南部は、飛騨山地が連なり、北側に丘陵地が広がり、西部には、医王山から加越国境の丘陵性山地があり、さらに北に延びて能登半島基部の山地となっている。山地の高度は、東に高く、南から西に低くなり、中央部に呉羽山丘陵が突出して富山平野を二分している。</p> <p>また、富山湾を抱くように富山平野が発達しており、東部は各河川の下流域において段丘化した扇状地平野を形成している。西部には、砺波平野の大部分を形成する庄川扇状地と射水平野があり、二上丘陵を隔てて氷見平野が発達している。山岳地帯から流れ出る河川は落差が大きく水量が豊かであり、神通川、庄川、小矢部川は飛騨山地に源をもち、常願寺川、早月川、片貝川、黒部川は北アルプスに源をもっている。（「巻末図1 富山県の地形区分」参照）</p> <p>2 地 質</p> <p>本県は、富山湾に向かって盆地状に傾いており、富山湾周辺に新しい地層が分布し、それから離れるにしたがって古い地層が分布している。</p> <p>県東部から南部にかけての高山の地質は、先中生代の飛騨複合岩体（飛騨変成岩及び古期の深成岩類）を中心に、黒部川流域では中生代の新期深成岩類が、新潟県との境界付近や神通川流域から常願寺川上流にかけては、同じく中生代の堆積岩が広く分布している。</p> <p>また、県南西部では中生代末から新生代古第三紀の火山岩類が分布し、立山火山周辺や雲の平、高峰山などには新生代第四紀の火山岩類が分布している。</p>	<p>第5節 県内の活断層と地震</p> <p>今後、本県で起こり得る大規模な地震を予測し、被害を想定することは、本計画に基づく<u>地震災害対策</u>を推進するうえで前提となるものである。</p> <p>また、地震による被害を想定することは、予防、応急、復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が<u>地震災害対策</u>を推進するうえにおいて役立つばかりでなく、防災関係機関や県民の地震に対する意識高揚にも大きな効果が期待できる。</p> <p>なお、地震による被害は、地形、地質、地盤等の自然条件や都市化、工業化の進展等の社会的条件によって大きく変化することに留意し、県内の活断層や過去の地震被害等を把握するとともに、地震被害の想定に基づく<u>地震災害対策</u>を推進する必要がある。</p> <p>第1 地震の適切な設定と対策の基本的考え方</p> <p>1 最大クラスの地震の想定</p> <p><u>国、県及び市町村は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。</u></p> <p>2 被害想定</p> <p><u>国、県及び市町村は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意することとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ、大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、県、市町村、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。県、市町村においては、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国の協力のもと、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努める。</u></p> <p>第2 地形、地質、地盤の特性</p>	<p>・第4節のうち、「第2 社会環境の変化」以外を第5節に分割</p> <p>・文言修正</p> <p>・防災基本計画修正による追加</p> <p>・構成変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考												
<p>これら山地の北縁部に新生代新第三紀の火山岩類が帯状に分布し、県南西部に広く分布している。山地及び丘陵は新第三系より古い変成岩、火成岩、堆積岩からなり、それらは地盤として固結している。新第三紀と第四紀（更新世前期）は、堆積岩であり、固結及び半固結堆積物である。また、富山平野の大地を構成するのは第四系（更新世後期）で半固結堆積物であり、低地を構成するのは第四紀（完新世）の沖積層で未固結堆積物である。（「巻末図2 富山県地質図」参照）</p> <p>3 活断層</p> <p>断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代でいう第四紀（約180万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。</p> <p>活断層は、地震の発生源となりうる断層であり、1891年の濃尾地震（根尾谷断層）、1995年の兵庫県南部地震（野島断層）の震源としても知られるように、今日では、地震予知の観点からその存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が進められつつある。</p> <p><u>全国の活断層については、活断層研究会編『[新編]日本の活断層』（東京大学出版会、1991年）に詳しく掲載されており、存在の確かさ（確実度[*]）、過去における活動の程度（活動度[*]）等を評価している。</u></p> <p><u>・確実度と活動度については、日本では次の区分による。</u></p> <table border="0"> <tr> <td>確実度</td> <td>I：活断層であることが確実なもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>II：活断層であると推定されるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>III：活断層の疑いがある形状</td> </tr> <tr> <td>活動度</td> <td>A：第四紀における平均変位速度（*） 10～ 1m/千年</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B： " 1～0.1m/千年</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C： " 0.1m以下/千年</td> </tr> </table> <p><u>*平均変位速度とは、ある期間の断層変位量をその期間の長さで割った値。単位期間あたりのずれの長さ。</u></p> <p><u>本県においても、国内有数の大規模な活断層である跡津川断層をはじめ、現在36以上の活断層の存在が確認又は推定されているが、そのうち主な活断層は次のとおりである。</u></p> <p><u>（※「巻末図3 富山県の活断層分布図」、「表1 富山県の活断層とその特色」参照）</u></p> <p>(1) 跡津川断層（巻末図3 No. 18） 立山付近から立山カルデラー真川ー有峰ー大多和峠ー跡津川ー高原川ーニクイ高原ー宮川ー小島川ー天生峠南を通過して庄川を横切り、白山北部まで達すると考えられる、全長 80 kmの日本有数の大活断層である。 富山県に大きな被害をもたらした 1858 年（安政5年）の大地震はこの活断層が活動したものと推定されている。</p> <p>(2) 牛首断層（巻末図3 No. 16） 跡津川断層に沿うように北6～10kmの位置を並走する。 黒部溪谷の小原地区から早月川上流の馬場島南東1km地点ー称名川藤橋付近ー小見・亀谷地区ー熊野川上流の小原地区ー神通川流域の吉野・片掛地区ー久婦須川上流ー白木峰南麓ー利賀川上流水無谷ー牛首谷ー庄川流域の白川村飯島地区へ至る全長85kmの大断層である。</p> <p>(3) 魚津断層帯（巻末図3 No. 3他） この断層帯は、朝日町不動堂付近から入善町新屋までのもの（不動堂断層）、黒部市の荻生駅付近から、荒町、魚津市江口、滑川市大榎、寺町を経て上市町稗田へ向かうものなどから構成される。平均変位速度は上下成分で1m/千年という説もあり、活動度の高い断層である可能性がある。</p> <p>(4) 呉羽山断層（巻末図3 No. 7） この断層は、呉羽山丘陵東縁約1km東の富山平野の地下（富山市鶴島ー婦中町安田ー婦中町長沢）に存在することが知られていたが、近年の各種調査から、北は富山湾岸の日方江付近まで、南は、八尾町福島付近に達する可能性が指摘されている。延長約22km以上。県が平成7年度から実施した調査では、約7,000年前以降に活動した痕跡も認められたが、厚い砂礫層の下にあり開削調査ができないため、これがいつ頃の活動によるものなのか、およそ何年の周期で活動しているのか等の特定には至っていない。平均変位速度0.4m/年前後で活動度B級の活断層とされている。</p> <p>(5) 法林寺断層（巻末図3 No. 11） 砺波平野南部西縁と蟹谷丘陵、医王山山地の境界付近（小矢部市興法寺ー南砺市安居ー法林寺ー広谷、延長13km以上）に存在する。県が平成9年度から実施した調査や文部科学省調査委員会の評価を総合すると、最新活動時期からの経過年数が平均活動間隔を上回っているとも考えられるが、これらの評価はデータとして用いる過去地震に関する資料が十分でないため、今後の調査研究結果</p>	確実度	I：活断層であることが確実なもの		II：活断層であると推定されるもの		III：活断層の疑いがある形状	活動度	A：第四紀における平均変位速度（*） 10～ 1m/千年		B： " 1～0.1m/千年		C： " 0.1m以下/千年	<p>活断層は、地震の発生源となりうる断層であり、1891年の濃尾地震（根尾谷断層）、1995年の兵庫県南部地震（野島断層）の震源としても知られるように、今日では、地震予知の観点からその存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が実施されている。</p> <p><u>全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査研究推進本部」）において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表している。</u></p> <p><u>現在公表されている県内の活断層については、次のとおりである。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>(1) 跡津川断層帯（巻末図3. 1） 跡津川断層帯は、富山県中新川郡立山町から旧大山町、岐阜県飛騨市を経て大野郡白川村に至る断層帯である。全体の長さは約69kmで、ほぼ東北東ー西南西方向に延びる。本断層帯は、右横ずれを主体とする断層帯で、北西側隆起成分を伴う。平均的な右横ずれの速度は約2～3m/千年、最新の活動は1858年（安政5年）の飛越地震であったと推定される。その際には、約4.5～8mの右横ずれが生じた可能性がある。また、平均活動間隔は約2,300年～2,700年と推定される。</p> <p>(2) 牛首断層帯（巻末図3. 2） 牛首断層帯は、富山県旧大山町から、旧大沢野町、旧細入村、岐阜県飛騨市、富山県南砺市を経て、岐阜県大野郡白川村に至る断層帯である。長さは約54kmで、ほぼ北東ー南西方向に延びており、右横ずれを主体とする断層帯である。最新活動時期は11世紀以後、12世紀以前、平均活動間隔は約5,000年～7,100年と推定される。</p> <p>(3) 魚津断層帯（巻末図3. 3） 魚津断層帯は、富山県下新川郡朝日町から同郡入善町、黒部市、魚津市、滑川市を経て、中新川郡上市町に至る断層帯である。全体の長さは約32kmで、概ね北北東ー南南西方向に延びる。本断層帯は断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層からなり、北東端付近では右横ずれを伴う。平均的な上下方向のずれの速度は、約0.3m/千年以上の可能性があり、また、野外調査から直接得られたデータではないが、経験則から求めた1回のずれの量と平均的なずれの速度に基づくと、平均活動間隔は8千年程度以下の可能性がある。</p> <p>(4) 砺波平野断層帯西部（巻末図3. 4） 砺波平野断層帯西部は、長さ約26kmで、概ね北東ー南西方向に延びる。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層で、石動断層と法林寺断層から構成される。本断層帯のうち法林寺断層における平均的な上下方向のずれの速度は0.3～0.4m/千年程度以上、最新の活動は約6,900年前以後、1世紀以前、平均活動間隔は約6,000～12,000年もしくはこれらよりも短い間隔であったと推定される。石動断層については、過去の活動に関する資料は得られていない。</p> <p>(5) 砺波平野断層帯東部（巻末図3. 4） 砺波平野断層帯東部は、長さ約21kmで、北北東ー南南西方向に延び、高清水断層からなる。本断層帯は、断層の南東側が北西側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は0.3～0.4m/</p>	<p>・文言修正 ・地震に関する調査研究を一元的に担う地震調査研究推進本部の公表資料に整理</p> <p>・地震に関する調査研究を一元的に担う地震調査研究推進本部の公表資料に整理</p>
確実度	I：活断層であることが確実なもの													
	II：活断層であると推定されるもの													
	III：活断層の疑いがある形状													
活動度	A：第四紀における平均変位速度（*） 10～ 1m/千年													
	B： " 1～0.1m/千年													
	C： " 0.1m以下/千年													

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>の情報収集に努める必要がある。平均変位速度 0.4m/千年程度以上で活動度B級の活断層とされている。</p> <p>(6) 高清水断層（巻末図3 No. 10） 砺波平野南部東縁と高清水山地及び山麓の丘陵地との境界部（南砺市旧井波町市街地―旧井口村―大鋸屋、延長約 20 km以上）に分布する。県が平成9年度から行った調査や文部科学省地震調査委員会の評価を総合すると、最新の活動からおよそ 4,000 年が経過し、平均活動間隔を上回っている可能性もあるが、これらの評価はデータとして用いる過去地震に関する資料が十分でないため今後の調査研究結果の情報収集に努める必要がある。平均変位速度 0.3～0.4m/千年程度の活動B級の活断層とされている。</p>	<p>千年程度、最新の活動は約 4,300 年前以後、約 3,600 年前以前、平均活動間隔は 3,000～7,000 年程度であったと推定される。</p> <p>(6) 呉羽山断層帯（巻末図3. 4、3. 5） 呉羽山断層帯は、地震調査研究推進本部の長期評価では、北東端が海域まで延びる可能性があることから、長さ約 22 km以上とされているが、平成 23 年 5 月に発表された「呉羽山断層帯（海域部）成果報告書（富山大学、地域地盤環境研究所）」では、海域で実施した音波探査の結果、海域部分の全長 12.7 km、総延長約 35 km とされた。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は 0.4～0.6m/千年程度、最新の活動は約 3,500 年前以後、7 世紀以前であった可能性がある。また、既往の研究成果による直接的なデータではないが、経験則から求めた 1 回のずれの量と平均的な上下方向のずれの速度に基づくと、平均活動間隔は 3,000～5,000 年程度であった可能性がある。</p> <p>(7) 庄川断層帯（巻末図3. 6） 庄川断層帯は、石川県金沢市東部から、富山県旧福光町、旧上平村、岐阜県大野郡白川村、旧荘川村を経て、郡上市北部に至る断層帯で、加須良断層、白川断層、三尾河断層及び森茂断層から構成される。全体の長さは約 67 kmで、ほぼ北北西―南南東に延びる。本断層帯は左横ずれを主体とし、加須良断層では東側隆起成分、白川断層と三尾河断層では西側隆起成分を伴う。最新活動時期は 11 世紀以後、16 世紀以前と推定され、平均活動間隔は約 3,600～6,900 年の可能性がある。</p>	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画							修正案（変更部分のみ記載）		備考	
表1 富山県の活断層とその特色							(削除)		・地震に関する調査研究を一元的に担う地震調査研究推進本部の公表資料に整理	
断層名	確実度	長さ (km)	走向	変位方向		平均変位速度 (m/1000年)				活動度
				隆起側	横ずれ					
1 親不知	I	> 5	ENE	SE		0.01~0.25				B~C
2 黒菱山	I	35	NE	SE		0.005~0.5				B
3 不動堂	I	3	ENE	NW		0.15~0.5				B
4 石垣平	I	10	NE	NW		0.04~0.1				B~C
5 大浦	I	4	NNE	SE		0.1~0.5				B
6 大沢野八木山	II	4	NE	NW		>0.04~0.08				C
7 呉羽山	I	>22	NE	NW		0.2~0.6				B
8 友坂	I	4	NNE			0.15				B
9 山本新	I	> 2	NNE			0.1				B
10 高清水	I	>20	NE	SE		0.3~0.4				B
11 法林寺	I	>13	NNE	NW		0.3~0.4				B
12 石動	I	15	NE	NW						
13 石動西方	II	> 3	NE	E						C
14 海老坂	II	4	NNE	SE						C
15 高峰山	II	20	ENE	NW	(R)					
16 牛首	I	85	ENE	NW	R	0.8~1.5				A
17 茂住	I	45	ENE	NW	R	0.6~>0.9				A~B
18 跡津川	I	80	ENE	NW	R	1~4				A
19 弥陀ヶ原	I	> 6	ENE	NW	R					
20 天狗平	I	2	EW	N						
21 雪倉	I	4.5	NE	SE						
22 鉢岳西斜面	I	1	NE	W		>0.1				B
23 小川	I	20	NNW	E	(L)					
24 中背山西斜面	II	3	NNW	E						B~C
25 一ノ越	I	9	NS	W						B
26 東沢谷	II	>20	N							
27 城端一上梨	II	16	NNW	NE						
28 二ツ屋川	I	4	N~NNW	E		0.15				B
29 加須良	I	30	NNW	SW	L	0.4~1.5				A~B
30 朝日岳南斜面(群)	I	2	WNW	S		>0.3				B
31 天狗岳西斜面(群)	I	2	NE	S		>0.3				B
32 餓鬼山西斜面	II	2	NNW	E						B~C
33 ガンドウ尾根	II	3	NE	SE						B~C
34 大明神山西斜面	I	2	NE	W						B~C
35 赤牛岳北斜面	I	< 2	NS	W			B~C			
36 野口五郎岳-烏帽子岳(群)	I	2	NS	W		>0.2	B~C			
<p>注1) 「確実度」及び「活動度」を表す記号は前述の説明（P16）によるものとし、「走向」及び「変位方向（隆起側）」におけるE・W・S・Nは、それぞれ東・西・南・北を意味する。また、「変位方向（横ずれ）」におけるR・Lは、それぞれ右ずれ・左ずれを意味する。</p> <p>注2) データ内容は、「10万分の1富山県地質図説明書」（富山県、1992年）をベースに「呉羽山断層に関する調査」・「砺波平野断層帯に関する調査」（富山県1997、1998~2000）及び「砺波平野断層帯・呉羽山断層帯の評価」（文部科学省、2002）のデータを加えたもの。</p> <p>注3) 魚津断層帯を構成する個々の断層については、「3 不動堂断層」、「5 大浦断層」以外は具体的な名称、データ等を記載した文献がないため、この表には掲載していない。</p> <p>注4) 砺波平野断層帯を構成する断層は、西部：「11 法林寺断層」、「12 石動断層」、東部：「10 高清水断層」、「27 城端-上梨断層」である。</p>										

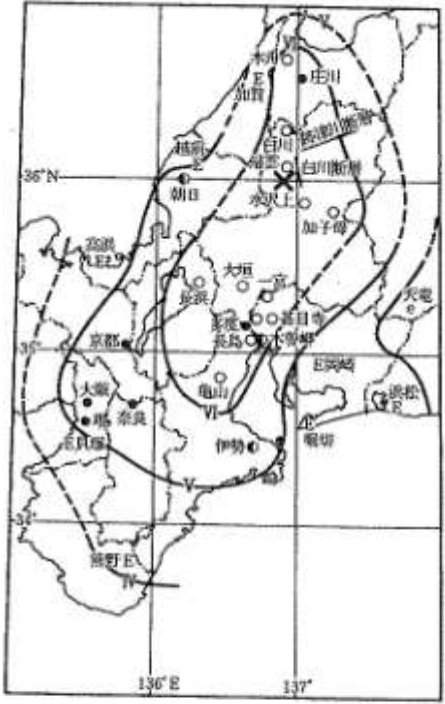
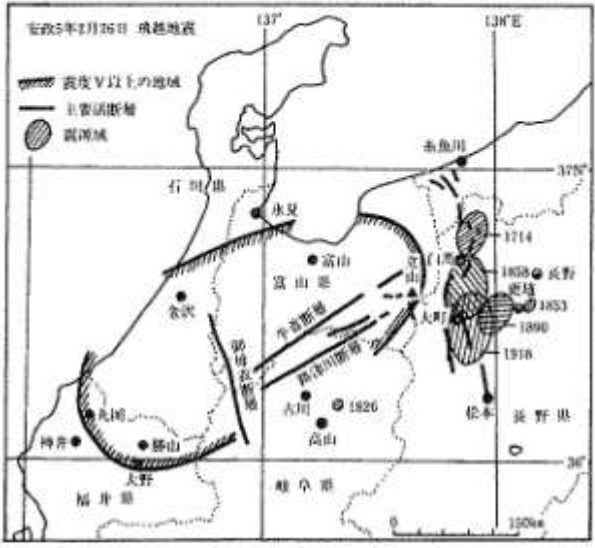
富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																							
<p>第2 社会環境の変化 地震災害は、地形、地質、地盤等の自然条件に起因するものに加えて、人口密集や都市化等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。 被害を拡大する災害要因としては、主として次のような点が指摘されている。</p> <p>1 都市化の進展 市街地の拡大に伴って、既成市街地における建物の高層化、密集化が進行する一方、旧市街地の一部では老朽化が進んでおり、こうした状況は、災害時における被災人口の増大、火災の多発、延焼地域の拡大等、被害拡大の社会的要因となっている。</p> <p>2 工業化の進展 高度経済成長の時代を中心に工業化が進展したが、本県における臨海工業地帯は地盤の軟弱な地域に立地しており、地盤の液化現象等により地震時においては被害の危険性がある。</p> <p>3 交通機関の発達 自動車、鉄道、航空等の高速交通機関は著しく発達したが、自動車については、それ自体ガソリン等の危険物を内蔵して出火、延焼の原因となるとともに、大量の自動車によって引き起こされる交通混乱によって被害が著しく拡大されることが予想される。 また、大量輸送機関である鉄道の発達、北陸自動車道や富山空港といった高速交通網の整備により利便性が増大したが、多数の死傷者等地震による被害発生の危険性も増大している。</p> <p>4 生活環境の変化 生活様式の近代化により、電力、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設やコンピューター、情報通信ネットワークへの依存度が高まる中で、震災時にこうした施設の被害が発生した場合には、その復旧に時間を要することが懸念され、さらには二次災害の危険性にも注意しなければならない。また、利用者にとっては、情報の不足や生活の不便性等により生活面での不安が増大する危険性がある。</p> <p>5 コミュニティ活動の停滞 本県においても、都市化の進展、通勤者の増大等により、特に市街地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されているところである。また、高齢化、国際化等の進展により、高齢者（とりわけ一人暮らしの高齢者）、障害者、外国人等の災害時要援護者の増加が見られる。地域において、被害を少しでも軽減するには、「みんなのまちはみんなで守る」という地域における事業所や住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。</p> <p>本県では有感地震は少ないが、平成16年の新潟県中越地震により全国どこでも地震が発生することは改めて強く認識されたところである。前述の社会環境の変化によって地震の被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化し、同時複合的な現れ方をするものと考えられる。現状ではこうした新しい災害要因への対応は決して十分なものとはいえない。したがって、地震被害を軽減するためには、こうした様々な環境の変化に的確に対応しながら、防災意識の高揚等の活動を不断に続けていくことが必要である。</p> <p style="text-align: center;">富山県における社会環境の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1980年</th> <th>1990年</th> <th>2000年</th> <th>2002年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人 口</td> <td>1,103,459人</td> <td>1,120,161人</td> <td>1,120,851人</td> <td>1,118,518人</td> </tr> <tr> <td>人 口 密 度</td> <td>259.5人</td> <td>263.8人</td> <td>263.9人</td> <td>263.4人</td> </tr> <tr> <td>世 帯 数</td> <td>291,388世帯</td> <td>314,602世帯</td> <td>357,574世帯</td> <td>365,506世帯</td> </tr> <tr> <td>電力使用量</td> <td>7,704百万kWh</td> <td>9,524百万kWh</td> <td>10,594百万kWh</td> <td>10,405百万kWh</td> </tr> <tr> <td>上水道普及率</td> <td>85.4%</td> <td>89.4%</td> <td>91.8%</td> <td>92.2%</td> </tr> <tr> <td>下水道普及率</td> <td>16.5%</td> <td>27.7%</td> <td>54.5%</td> <td>63.1%</td> </tr> <tr> <td>電話加入数</td> <td>329千台</td> <td>418千台</td> <td>391千台</td> <td>383千台</td> </tr> <tr> <td>自動車保有台数</td> <td>430,116台</td> <td>658,594台</td> <td>840,072台</td> <td>847,631台</td> </tr> <tr> <td>老年人口割合</td> <td>11.18%</td> <td>15.08%</td> <td>20.76%</td> <td>21.97%</td> </tr> <tr> <td>外国人登録者数</td> <td>2,125人</td> <td>3,288人</td> <td>9,564人</td> <td>10,833人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（資料：富山県各種統計）</p>		1980年	1990年	2000年	2002年	人 口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,118,518人	人 口 密 度	259.5人	263.8人	263.9人	263.4人	世 帯 数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	365,506世帯	電力使用量	7,704百万kWh	9,524百万kWh	10,594百万kWh	10,405百万kWh	上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	92.2%	下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	63.1%	電話加入数	329千台	418千台	391千台	383千台	自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	847,631台	老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	21.97%	外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	10,833人	<p>(削除)</p>	<p>備考 ・第4節に移行</p>
	1980年	1990年	2000年	2002年																																																					
人 口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,118,518人																																																					
人 口 密 度	259.5人	263.8人	263.9人	263.4人																																																					
世 帯 数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	365,506世帯																																																					
電力使用量	7,704百万kWh	9,524百万kWh	10,594百万kWh	10,405百万kWh																																																					
上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	92.2%																																																					
下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	63.1%																																																					
電話加入数	329千台	418千台	391千台	383千台																																																					
自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	847,631台																																																					
老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	21.97%																																																					
外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	10,833人																																																					

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考																																																																																																																								
<p>第3 過去の地震 本県に係る歴史地震は、表2（「富山県内に被害被害をもたらした主な歴史地震」）のとおりであり、中でも特に、1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は本県に大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されている。 また、1933年以降、富山地方気象台において記録した有感地震は計172回（2001年12月末現在）であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は6回と全国的にも有感地震の少ない県である。（「表3 震度4以上を記録した地震一覧」参照） なお、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめないが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はない。</p> <p style="text-align: center;">表2 富山県内に被害をもたらした主な歴史地震</p> <table border="1" data-bbox="112 604 1264 856"> <thead> <tr> <th>発生年</th> <th>地震名</th> <th>マグニチュード</th> <th>県内の被害等</th> <th>県内の震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>863(貞観5)</td> <td></td> <td>7以上</td> <td>民家破壊し、圧死者多数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1586(天正13)</td> <td>(飛騨白川谷)</td> <td>7.8±1</td> <td>木舟城崩壊、白川谷被害多し</td> <td>(5～6)</td> </tr> <tr> <td>1662(寛文2)</td> <td>(琵琶湖付近)</td> <td>7.25～7.6</td> <td>神社仏閣人家被害、死傷者多し</td> <td>(5)</td> </tr> <tr> <td>1668(寛文8)</td> <td></td> <td></td> <td>伏木・放生津・小杉で潰家あり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1707(宝永4)</td> <td>宝永地震</td> <td>8.4</td> <td>家屋倒壊、天水桶ことごとく転倒す</td> <td>(5～6)</td> </tr> <tr> <td>1858(安政5)</td> <td>飛越地震</td> <td>7.0～7.1</td> <td>大鷲・小鷲崩壊、洪水、流出家屋多し</td> <td>(5～6)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(大町付近)</td> <td>5.7</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 上記の歴史地震は、「新編日本被害地震総覧 [増補改訂版]」（宇佐美龍夫、1996年）において1900年以前で本県に関する記事のあるものを記載した。空欄は記載なし。</p> <p style="text-align: center;">表3 震度4以上を記録した地震一覧</p> <table border="1" data-bbox="112 974 1264 1360"> <thead> <tr> <th>発生年</th> <th>地震名</th> <th>マグニチュード</th> <th>県内の被害等</th> <th>県内の震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1933(昭和8)</td> <td>七尾湾</td> <td>6.0</td> <td>傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂</td> <td>伏木4</td> </tr> <tr> <td>1944(昭和19)</td> <td>東南海</td> <td>7.9</td> <td>不明</td> <td>富山4</td> </tr> <tr> <td>1948(昭和23)</td> <td>福井</td> <td>7.1</td> <td>西部で被害</td> <td>富山4</td> </tr> <tr> <td>1952(昭和27)</td> <td>大聖寺沖</td> <td>6.5</td> <td>硝子破損、</td> <td>富山、八尾、女良4</td> </tr> <tr> <td>1993(平成5)</td> <td>能登半島沖</td> <td>6.6</td> <td>非住家、水路、ため池に被害</td> <td>富山、伏木4</td> </tr> <tr> <td>2000(平成12)</td> <td>石川県西方沖</td> <td>6.1</td> <td>被害なし</td> <td>小矢部4</td> </tr> </tbody> </table> <p>「理科年表」（国立天文台、平成13年）及び「富山県気象災異史」（富山地方気象台、富山県、昭和45年）等による。 【特に県内に大きな被害をもたらした地震(1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震)の概要】 （「地震を見る」（富山県 [立山博物館]、1993年）より抜粋）</p> <p>○天正の大地震 ・1586年1月18日（天正13年11月29日）発生、M7.8の規模。 ・北陸・飛騨から美濃、近江の広い地域で被害発生。 ・富山県内での被害：高岡市福岡町の木舟城が崩壊し、城主前田秀次以下家臣多数圧死。</p> <p>○安政の大地震 ・1858年4月9日（安政5年2月26日）の真夜中発生、M7.0～7.1の規模。 ・震源：跡津川断層とみられている。 ・震度5以上の地域：飛騨北部から越中、加賀に及ぶ。 ・富山県内での被害：県東部は震度6で、富山城の石垣・門等が破損。富山市本宮では山崩れがあり、死者36名。 県西部では、震度5で、高岡では地割れが生じ、寺が傾いた。 ※ 常願寺川上流の立山カルデラでは、大鷲・小鷲の山崩れが起こり、湯川、真川を堰き止め、約2週間後に長野県大町近くで発生したM5.7の地震の振動で堰が崩れ、大洪水となる。その洪水による被害は、流出家屋等1,612戸、死者140人にのぼった。</p>	発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度	863(貞観5)		7以上	民家破壊し、圧死者多数		1586(天正13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木舟城崩壊、白川谷被害多し	(5～6)	1662(寛文2)	(琵琶湖付近)	7.25～7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(5)	1668(寛文8)			伏木・放生津・小杉で潰家あり		1707(宝永4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、天水桶ことごとく転倒す	(5～6)	1858(安政5)	飛越地震	7.0～7.1	大鷲・小鷲崩壊、洪水、流出家屋多し	(5～6)	〃	(大町付近)	5.7		—	発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度	1933(昭和8)	七尾湾	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	伏木4	1944(昭和19)	東南海	7.9	不明	富山4	1948(昭和23)	福井	7.1	西部で被害	富山4	1952(昭和27)	大聖寺沖	6.5	硝子破損、	富山、八尾、女良4	1993(平成5)	能登半島沖	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木4	2000(平成12)	石川県西方沖	6.1	被害なし	小矢部4	<p>本県に係る歴史地震は、下表（「富山県内に被害をもたらした主な歴史地震」）のとおりであり、中でも特に、1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は本県に大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されている。 また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計420回（2011年12月末現在）であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は8回と全国的にも有感地震の少ない県である。（「震度4以上を記録した地震一覧」参照）</p> <p style="text-align: center;">富山県内に被害をもたらした主な歴史地震</p> <p style="text-align: center;">震度4以上を記録した地震一覧</p> <table border="1" data-bbox="1344 961 2510 1591"> <thead> <tr> <th>発生年</th> <th>地震名</th> <th>マグニチュード</th> <th>県内の被害等</th> <th>県内の震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1933(昭和8)</td> <td>七尾湾</td> <td>6.0</td> <td>傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂</td> <td>伏木4</td> </tr> <tr> <td>1944(昭和19)</td> <td>東南海</td> <td>7.9</td> <td>不明</td> <td>富山4</td> </tr> <tr> <td>1948(昭和23)</td> <td>福井</td> <td>7.1</td> <td>西部で被害</td> <td>富山4</td> </tr> <tr> <td>1952(昭和27)</td> <td>大聖寺沖</td> <td>6.5</td> <td>硝子破損、</td> <td>富山、八尾、女良4</td> </tr> <tr> <td>1993(平成5)</td> <td>能登半島沖</td> <td>6.6</td> <td>非住家、水路、ため池に被害</td> <td>富山、伏木4</td> </tr> <tr> <td>2000(平成12)</td> <td>石川県西方沖</td> <td>6.1</td> <td>被害なし</td> <td>小矢部4</td> </tr> <tr> <td>2007(平成19)</td> <td>能登半島</td> <td>6.9</td> <td>重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5</td> <td>富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋村5弱 高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日4</td> </tr> <tr> <td>2007(平成19)</td> <td>新潟県中越沖</td> <td>6.8</td> <td>軽傷1</td> <td>氷見、舟橋4</td> </tr> </tbody> </table>	発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度	1933(昭和8)	七尾湾	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	伏木4	1944(昭和19)	東南海	7.9	不明	富山4	1948(昭和23)	福井	7.1	西部で被害	富山4	1952(昭和27)	大聖寺沖	6.5	硝子破損、	富山、八尾、女良4	1993(平成5)	能登半島沖	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木4	2000(平成12)	石川県西方沖	6.1	被害なし	小矢部4	2007(平成19)	能登半島	6.9	重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5	富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋村5弱 高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日4	2007(平成19)	新潟県中越沖	6.8	軽傷1	氷見、舟橋4	<p>・最新データに修正</p> <p>・表番号の削除</p> <p>・県内で震度4以上を観測した能登半島地震及び新潟県中越沖地震を追加</p>
発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度																																																																																																																						
863(貞観5)		7以上	民家破壊し、圧死者多数																																																																																																																							
1586(天正13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木舟城崩壊、白川谷被害多し	(5～6)																																																																																																																						
1662(寛文2)	(琵琶湖付近)	7.25～7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(5)																																																																																																																						
1668(寛文8)			伏木・放生津・小杉で潰家あり																																																																																																																							
1707(宝永4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、天水桶ことごとく転倒す	(5～6)																																																																																																																						
1858(安政5)	飛越地震	7.0～7.1	大鷲・小鷲崩壊、洪水、流出家屋多し	(5～6)																																																																																																																						
〃	(大町付近)	5.7		—																																																																																																																						
発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度																																																																																																																						
1933(昭和8)	七尾湾	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	伏木4																																																																																																																						
1944(昭和19)	東南海	7.9	不明	富山4																																																																																																																						
1948(昭和23)	福井	7.1	西部で被害	富山4																																																																																																																						
1952(昭和27)	大聖寺沖	6.5	硝子破損、	富山、八尾、女良4																																																																																																																						
1993(平成5)	能登半島沖	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木4																																																																																																																						
2000(平成12)	石川県西方沖	6.1	被害なし	小矢部4																																																																																																																						
発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度																																																																																																																						
1933(昭和8)	七尾湾	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	伏木4																																																																																																																						
1944(昭和19)	東南海	7.9	不明	富山4																																																																																																																						
1948(昭和23)	福井	7.1	西部で被害	富山4																																																																																																																						
1952(昭和27)	大聖寺沖	6.5	硝子破損、	富山、八尾、女良4																																																																																																																						
1993(平成5)	能登半島沖	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木4																																																																																																																						
2000(平成12)	石川県西方沖	6.1	被害なし	小矢部4																																																																																																																						
2007(平成19)	能登半島	6.9	重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5	富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋村5弱 高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日4																																																																																																																						
2007(平成19)	新潟県中越沖	6.8	軽傷1	氷見、舟橋4																																																																																																																						

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>●天正の大地震</p>  <p>1596年1月18日（天正13年11月29日）のM7.8天正の大地震による震度の広がり。「新編日本被害地震総覧 [増補改訂版]」（宇佐美龍夫、1996年）による。</p> <p>●安政の大地震</p>  <p>1858年4月9日（安政5年2月26日）のM7.0～7.1の安政の大地震による震度Vの広がり。「新編日本被害地震総覧（宇佐美龍夫、1987年）による。</p> <p>第4 被害想定 地震には、海洋型地震と内陸型地震があるが、過去の記録から、本県に影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層をはじめとする大規模な活断層による内陸の直下型地震が考えられる。 地震の被害想定は、富山県内でこのような直下型地震が起きた場合において、本県における諸般の自然条件及び社会条件を反映させたいうで、被害がどの程度予想されるかをマクロ的に把握し、今後の地震対策を推進するための基礎資料とするものである。</p> <p>1 地震の想定 防災上考慮すべき地震の求め方は、必ずしも一定の方法が確定されているわけではない。過去の地震歴が不明の場合には、適当な地震を設定し被害想定を行うことになるが、その地方の地震歴が判明している場合には、統計処理によって再現期間に対応したマグニチュード等を採用することが多い。しかし、どの程度の再現期間をとるかによって想定される地震規模は大きく異なる。 本計画による地震の想定については、本県の行った地震調査研究事業の結果を踏まえ、跡津川断層、呉羽山断層及び法林寺断層を震源とする地震が発生した場合を想定し、被害想定を行うものとする。</p>	<p>第4 被害想定 地震には、海溝型地震と内陸型地震があるが、過去の記録から、本県に影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層をはじめとする大規模な活断層による内陸の直下型地震が考えられる。 地震の被害想定は、富山県内でこのような直下型地震が起きた場合において、本県における諸般の自然条件及び社会条件を反映させたいうで、被害がどの程度予想されるかをマクロ的に把握し、今後の地震対策を推進するための基礎資料とするものである。</p> <p>1 地震の想定 本計画による地震の想定については、本県の行った地震調査研究事業の結果や地震調査研究推進本部等の公表資料を踏まえ、跡津川断層、<u>呉羽山断層帯</u>及び法林寺断層を震源とする地震が発生した場合を想定し、被害想定を行うものとする。</p>	<p>・ 文言修正</p> <p>・ H23.6 呉羽山断層帯地震調査による修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2 被害の想定 (1) 基本方針 <u>被害想定を実施するに際しての基本的な方針は次のとおりとした。</u> ア 跡津川断層、呉羽山断層、法林寺断層を震源とする直下型地震が発生した際の、富山県全域の震度分布、液化化危険度を示す。 イ 県全域の物的、人的被害を予測する。 ウ 応急対策の進行を時系列で示したシナリオを作成する。 (2) 前提条件 <u>被害想定を実施するに際しての前提条件は次のとおりとした。</u> ア 被害想定に必要な各種データは、跡津川断層地震にあつては、平成2年国勢調査の人口・世帯データ及び平成5年の住宅統計調査報告を用い、呉羽山断層地震及び法林寺断層地震にあつては、平成7年国勢調査の人口・世帯データや平成7年1月の家屋データを用いる。 イ 火災（出火、延焼）の予測は、春の朝6時、風速2m/秒、風向きは南西とする。 ウ 被害想定は、基本的に県下を約1km²メッシュに分割して行う。また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。</p> <p>3 被害想定概要 (1) 予想震度分布 地震の予測震度は巻末図4. 1～図4. 3（「地震予測震度分布」）のとおりである。 跡津川断層地震や呉羽山断層地震では、震源となる断層付近で震度7となる地域があるほか、震度6弱以上の地域がその外周部及び富山湾沿いの平野部（軟弱地盤）に分布している。その結果、県内における震度分布は、平野部で震度6弱以上の地域が過半を占めている。富山市の震度6弱以上の地域は柔らかい粘性土が堆積した地域である。また、射水市では、埋立地が多いため震度が大きくなると考えられる。 (2) 地盤の液化化 地盤の液化化については、巻末図5. 1～図5. 3（「液化化判定結果図」）のとおりである。 県内においては、海岸付近で液化化の可能性が極めて高いと予想される。内陸で液化化が発生すると考えられる地域は、旧河道及び谷底低地である。 こうした地域を持つ市町村は、液化化のおそれのある地域面積の多い市町村は、富山市、射水市、高岡市などである。 (3) 被害概要 被害の想定は下表のとおりであるが、これは一定の条件（震度、季節、時間など）を設定し、過去の地震災害の経験値をもとに推計していることから、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となるので、その前提のもとに取り扱う必要がある。</p>	<p>2 被害の想定 (1) 被害想定項目 (削除) ア 跡津川断層、呉羽山断層帯、法林寺断層を震源とする直下型地震が発生した際の、富山県全域の震度分布、液化化危険度を示す。 イ 県全域の物的、人的被害を予測する。 (削除) (2) 前提条件 ア 跡津川断層地震、法林寺断層地震 (ア) 被害想定に必要な各種データは、跡津川断層地震にあつては、平成2年国勢調査の人口・世帯データ及び平成5年の住宅統計調査報告を用い、法林寺断層地震にあつては、平成7年国勢調査の人口・世帯データや平成7年1月の家屋データを用いた。 (イ) 火災（出火、延焼）の予測は、春の朝6時、風速2m/秒、風向きは南西とした。 (ウ) 被害想定は、基本的に県下を約1km²メッシュに分割して行う。また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。 イ 呉羽山断層帯地震 (ア) 被害想定に必要な各種データは、富山県人口移動調査（平成23年1月1日現在）の人口・世帯データや平成22年度固定資産税課税データ等を用いた。 (イ) 火災（出火、延焼）の予測は、風速3m/秒、風向きは南西とし、季節・時刻は中央防災会議による被害想定手法を参考に設定した。 (ウ) 被害想定は、基本的に県下を250㎡メッシュに分割して行う。また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。</p> <p>3 被害想定概要 (1) 予想震度分布 地震の予測震度は巻末図4. 1～図4. 3（「地震予測震度分布」）のとおりである。 跡津川断層地震では、震源となる断層付近で震度7となる地域があるほか、震度6弱以上の地域がその外周部及び富山湾沿いの平野部（軟弱地盤）に分布している。 呉羽山断層帯地震では、想定震源を中心に震度7となる地域があるほか、震度6弱以上が断層近傍及び平野部に分布している。</p>	<p>・H23.6 呉羽山断層帯地震調査による修正</p> <p>・H23.6 呉羽山断層帯地震調査による修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画					修正案（変更部分のみ記載）				備考						
物的被害	建物	木造建物	259,350 棟	32,618 棟(8.29%)	40,641 棟(9.57%)	28,554 棟(7.26%)	ア 跡津川断層地震、法林寺断層地震	現況	259,350 棟	40,641 棟(9.57%)	28,554 棟(7.26%)				
			659,535 棟	82,948 棟(8.29%)	103,451 棟(9.58%)	72,706 棟(7.27%)			659,535 棟	103,451 棟(9.58%)	72,706 棟(7.27%)				
		鉄骨造	49,739 棟	3,882 棟(7.40%)	3,741 棟(7.02%)	3,476 棟(6.64%)	建物	鉄骨造	49,739 棟	3,741 棟(7.02%)	3,476 棟(6.64%)				
			117,703 棟	9,226 棟(7.42%)	8,923 棟(7.05%)	8,269 棟(6.66%)			117,703 棟	8,923 棟(7.05%)	8,269 棟(6.66%)				
		鉄筋コンクリート造	8,611 棟	379 棟(4.02%)	402 棟(4.17%)	339 棟(3.59%)	建物	鉄筋コンクリート造	8,611 棟	402 棟(4.17%)	339 棟(3.59%)				
			20,492 棟	908 棟(4.00%)	1,019 棟(4.37%)	813 棟(3.58%)			20,492 棟	1,019 棟(4.37%)	813 棟(3.58%)				
		落下物	138,195 棟	6,986 棟(5.06%)	6,977 棟(5.05%)	7,038 棟(5.09%)	建物	落下物	138,195 棟	6,977 棟(5.05%)	7,038 棟(5.09%)				
			90,794 件	10,110 件(11.14%)	5,692 件(6.27%)	9,451 件(10.41%)			90,794 件	5,692 件(6.27%)	9,451 件(10.41%)				
		ブロック・石	230,847 件	26,090 件(11.3%)	14,975 件(6.49%)	24,330 件(10.54%)	建物	ブロック・石	230,847 件	14,975 件(6.49%)	24,330 件(10.54%)				
			259,350 棟	2,182 棟(0.84%)	1,491 棟(0.57%)	2,012 棟(0.78%)			259,350 棟	1,491 棟(0.57%)	2,012 棟(0.78%)				
	火災	延焼	659,535 棟	5,545 棟(0.84%)	3,794 棟(0.58%)	5,118 棟(0.78%)	火災	延焼	659,535 棟	3,794 棟(0.58%)	5,118 棟(0.78%)				
			7,016 km	3,390 箇所(0.48 箇所/km)	3,483 箇所(0.5 箇所/km)	1,122 箇所(0.16 箇所/km)			7,016 km	3,483 箇所(0.5 箇所/km)	1,122 箇所(0.16 箇所/km)				
	被害	ライフライン施設	上下道（市町村）	81 km	2 地点	2 地点	2 地点	被害	ライフライン施設	上下道（市町村）	81 km	2 地点	2 地点		
				2,790 km	1,094 箇所(0.39 箇所/km)	910 箇所(0.33 箇所/km)	259 箇所(0.09 箇所/km)				2,790 km	910 箇所(0.33 箇所/km)	259 箇所(0.09 箇所/km)		
			ガス	191 km	2 箇所(0.01 箇所/km)	0 箇所(0 箇所/km)	0 箇所(0 箇所/km)			ガス	191 km	0 箇所(0 箇所/km)	0 箇所(0 箇所/km)		
		交通輸送	電気（電柱）	147,449 基	1,755 基(1.19%)	1,383 基(0.94%)	1,225 基(0.83%)	被害	電気（電柱）	147,449 基	1,383 基(0.94%)	1,225 基(0.83%)			
				道路	12,175 km	680 箇所(0.06 箇所/km)	774 箇所(0.06 箇所/km)			680 箇所(0.06 箇所/km)	輸送	道路	12,175 km	774 箇所(0.06 箇所/km)	680 箇所(0.06 箇所/km)
					鉄道	290 km	296 箇所(1.02 箇所/km)			352 箇所(1.21 箇所/km)			266 箇所(0.92 箇所/km)	290 km	352 箇所(1.21 箇所/km)
	被害的	橋梁	168 橋	0 橋	0 橋	0 橋	被害的	橋梁	168 橋	0 橋	0 橋				
			死者	1,120,161 人	1,471 人(0.13%)	865 人(0.08%)			1,246 人(0.11%)	被害的	死者	1,120,161 人	865 人(0.08%)	1,246 人(0.11%)	
負傷者				24,385 人(2.18%)	15,872 人(1.42%)	19,800 人(1.77%)			負傷者			15,872 人(1.42%)	19,800 人(1.77%)		
罹災者	69,023 人(6.16%)	58,224 人(5.2%)		61,884 人(5.52%)	罹災者	58,224 人(5.2%)	61,884 人(5.52%)								

物的被害の建物、火災の上段は、住宅での被害を示す。

物的被害の建物、火災の上段は、住宅での被害を示す。

・H23.6 呉羽山断層帯地震調査による修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																																																																																																																				
	<p>イ 呉羽山断層帯地震</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1418 279 1558 310">項 目</th> <th colspan="3" data-bbox="2071 279 2448 310">被害予測数</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1418 310 1484 342"></th> <th data-bbox="1484 310 1914 342">建物分類</th> <th data-bbox="1914 310 2122 342">住宅</th> <th data-bbox="2122 310 2329 342">非住宅</th> <th data-bbox="2329 310 2448 342">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1418 342 1484 384" rowspan="15">物的被害</td> <td data-bbox="1484 342 1914 384">現 況 (棟)</td> <td data-bbox="1914 342 2122 384">513,139</td> <td data-bbox="2122 342 2329 384">270,602</td> <td data-bbox="2329 342 2448 384">783,741</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 384 1558 478" rowspan="3">地盤の揺れ</td> <td data-bbox="1558 384 1914 426">全 壊 (棟)</td> <td data-bbox="1914 384 2122 426">65,576</td> <td data-bbox="2122 384 2329 426">19,816</td> <td data-bbox="2329 384 2448 426">85,392</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 426 1914 468">半 壊 (棟)</td> <td data-bbox="1914 426 2122 468">174,045</td> <td data-bbox="2122 426 2329 468">89,437</td> <td data-bbox="2329 426 2448 468">263,482</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 468 1914 510">被害率 (%)</td> <td data-bbox="1914 468 2122 510">29.7</td> <td data-bbox="2122 468 2329 510">23.8</td> <td data-bbox="2329 468 2448 510">27.7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 510 1558 604" rowspan="3">地盤の液状化</td> <td data-bbox="1558 510 1914 552">全 壊 (棟)</td> <td data-bbox="1914 510 2122 552">4,795</td> <td data-bbox="2122 510 2329 552">92</td> <td data-bbox="2329 510 2448 552">4,887</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 552 1914 594">半 壊 (棟)</td> <td data-bbox="1914 552 2122 594">9,120</td> <td data-bbox="2122 552 2329 594">721</td> <td data-bbox="2329 552 2448 594">9,841</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 594 1914 636">被害率 (%)</td> <td data-bbox="1914 594 2122 636">1.8</td> <td data-bbox="2122 594 2329 636">0.17</td> <td data-bbox="2329 594 2448 636">1.3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 636 1558 730" rowspan="3">急傾斜地崩壊</td> <td data-bbox="1558 636 1914 678">全 壊 (棟)</td> <td data-bbox="1914 636 2122 678">145</td> <td data-bbox="2122 636 2329 678">0</td> <td data-bbox="2329 636 2448 678">145</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 678 1914 720">半 壊 (棟)</td> <td data-bbox="1914 678 2122 720">429</td> <td data-bbox="2122 678 2329 720">0</td> <td data-bbox="2329 678 2448 720">429</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 720 1914 762">被害率 (%)</td> <td data-bbox="1914 720 2122 762">0.07</td> <td data-bbox="2122 720 2329 762">0.0</td> <td data-bbox="2329 720 2448 762">0.05</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 762 1558 877" rowspan="3">合 計</td> <td data-bbox="1558 762 1914 804">全 壊 (棟)</td> <td data-bbox="1914 762 2122 804">70,516</td> <td data-bbox="2122 762 2329 804">19,908</td> <td data-bbox="2329 762 2448 804">90,424</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 804 1914 846">半 壊 (棟)</td> <td data-bbox="1914 804 2122 846">183,594</td> <td data-bbox="2122 804 2329 846">90,158</td> <td data-bbox="2329 804 2448 846">273,752</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 846 1914 888">被害率 (%)</td> <td data-bbox="1914 846 2122 888">31.57</td> <td data-bbox="2122 846 2329 888">23.97</td> <td data-bbox="2329 846 2448 888">29.05</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 888 1558 982" rowspan="3">火災・延焼</td> <td data-bbox="1558 888 1914 930">出 火 (棟)</td> <td data-bbox="1914 888 2122 930">54</td> <td data-bbox="2122 888 2329 930">47</td> <td data-bbox="2329 888 2448 930">101</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 930 1914 972">延 焼 (棟)</td> <td data-bbox="1914 930 2122 972">2,729</td> <td data-bbox="2122 930 2329 972">881</td> <td data-bbox="2329 930 2448 972">3,610</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 972 1914 1014">合 計 (棟)</td> <td data-bbox="1914 972 2122 1014">2,783</td> <td data-bbox="2122 972 2329 1014">928</td> <td data-bbox="2329 972 2448 1014">3,711</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 1014 1558 1056"></td> <td data-bbox="1558 1014 1914 1056">建物屋外付帯物の落下 (棟)</td> <td data-bbox="1914 1014 2122 1056">28,285</td> <td data-bbox="2122 1014 2329 1056">9,105</td> <td data-bbox="2329 1014 2448 1056">37,390</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 1056 1558 1098"></td> <td data-bbox="1558 1056 1706 1098" rowspan="2">ブロック塀等倒壊</td> <td data-bbox="1706 1056 1914 1098">現 況 (件)</td> <td colspan="2" data-bbox="2122 1056 2448 1098">170,020</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 1098 1558 1140"></td> <td data-bbox="1706 1098 1914 1140">倒 壊 (件)</td> <td colspan="2" data-bbox="2122 1098 2448 1140">29,726</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 1140 1558 1182"></td> <td data-bbox="1558 1140 1706 1182" rowspan="2">自動販売機の転倒</td> <td data-bbox="1706 1140 1914 1182">現 況 (件)</td> <td colspan="2" data-bbox="2122 1140 2448 1182">82,158</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 1182 1558 1224"></td> <td data-bbox="1706 1182 1914 1224">転 倒 (件)</td> <td colspan="2" data-bbox="2122 1182 2448 1224">3,057</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1418 1224 1484 1318" rowspan="8">人的被害</td> <td data-bbox="1484 1224 1558 1266"></td> <td data-bbox="1558 1224 1914 1266">現況人口 (人)</td> <td colspan="2" data-bbox="2122 1224 2448 1266">1,089,434</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 1266 1558 1308"></td> <td data-bbox="1558 1266 1914 1308">被害項目</td> <td data-bbox="1914 1266 2122 1308">死者数</td> <td data-bbox="2122 1266 2329 1308">負傷者数</td> <td data-bbox="2329 1266 2448 1308">合 計</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 1308 1558 1350"></td> <td data-bbox="1558 1308 1914 1350">建物の倒壊 (人)</td> <td data-bbox="1914 1308 2122 1350">4,036</td> <td data-bbox="2122 1308 2329 1350">19,956</td> <td data-bbox="2329 1308 2448 1350">23,992</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 1350 1558 1392"></td> <td data-bbox="1558 1350 1914 1392">急傾斜地崩壊 (人)</td> <td data-bbox="1914 1350 2122 1392">8</td> <td data-bbox="2122 1350 2329 1392">10</td> <td data-bbox="2329 1350 2448 1392">18</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 1392 1558 1434"></td> <td data-bbox="1558 1392 1914 1434">火災・延焼 (人)</td> <td data-bbox="1914 1392 2122 1434">213</td> <td data-bbox="2122 1392 2329 1434">512</td> <td data-bbox="2329 1392 2448 1434">725</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 1434 1558 1476"></td> <td data-bbox="1558 1434 1914 1476">各種の塀倒壊 (人)</td> <td data-bbox="1914 1434 2122 1476">17</td> <td data-bbox="2122 1434 2329 1476">424</td> <td data-bbox="2329 1434 2448 1476">441</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 1476 1558 1518"></td> <td data-bbox="1558 1476 1914 1518">自動販売機の転倒 (人)</td> <td data-bbox="1914 1476 2122 1518">0</td> <td data-bbox="2122 1476 2329 1518">3</td> <td data-bbox="2329 1476 2448 1518">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 1518 1558 1560"></td> <td data-bbox="1558 1518 1914 1560">建物屋外付帯物の落下 (人)</td> <td data-bbox="1914 1518 2122 1560">0</td> <td data-bbox="2122 1518 2329 1560">53</td> <td data-bbox="2329 1518 2448 1560">53</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 1560 1558 1602"></td> <td data-bbox="1558 1560 1914 1602">合 計 (人)</td> <td data-bbox="1914 1560 2122 1602">4,274</td> <td data-bbox="2122 1560 2329 1602">20,958</td> <td data-bbox="2329 1560 2448 1602">25,232</td> </tr> </tbody> </table>	項 目		被害予測数				建物分類	住宅	非住宅	合 計	物的被害	現 況 (棟)	513,139	270,602	783,741	地盤の揺れ	全 壊 (棟)	65,576	19,816	85,392	半 壊 (棟)	174,045	89,437	263,482	被害率 (%)	29.7	23.8	27.7	地盤の液状化	全 壊 (棟)	4,795	92	4,887	半 壊 (棟)	9,120	721	9,841	被害率 (%)	1.8	0.17	1.3	急傾斜地崩壊	全 壊 (棟)	145	0	145	半 壊 (棟)	429	0	429	被害率 (%)	0.07	0.0	0.05	合 計	全 壊 (棟)	70,516	19,908	90,424	半 壊 (棟)	183,594	90,158	273,752	被害率 (%)	31.57	23.97	29.05	火災・延焼	出 火 (棟)	54	47	101	延 焼 (棟)	2,729	881	3,610	合 計 (棟)	2,783	928	3,711		建物屋外付帯物の落下 (棟)	28,285	9,105	37,390		ブロック塀等倒壊	現 況 (件)	170,020			倒 壊 (件)	29,726			自動販売機の転倒	現 況 (件)	82,158			転 倒 (件)	3,057		人的被害		現況人口 (人)	1,089,434			被害項目	死者数	負傷者数	合 計		建物の倒壊 (人)	4,036	19,956	23,992		急傾斜地崩壊 (人)	8	10	18		火災・延焼 (人)	213	512	725		各種の塀倒壊 (人)	17	424	441		自動販売機の転倒 (人)	0	3	3		建物屋外付帯物の落下 (人)	0	53	53		合 計 (人)	4,274	20,958	25,232	<p>・H23.6 呉羽山断層帯地震調査による修正</p>
項 目		被害予測数																																																																																																																																																				
	建物分類	住宅	非住宅	合 計																																																																																																																																																		
物的被害	現 況 (棟)	513,139	270,602	783,741																																																																																																																																																		
	地盤の揺れ	全 壊 (棟)	65,576	19,816	85,392																																																																																																																																																	
		半 壊 (棟)	174,045	89,437	263,482																																																																																																																																																	
		被害率 (%)	29.7	23.8	27.7																																																																																																																																																	
	地盤の液状化	全 壊 (棟)	4,795	92	4,887																																																																																																																																																	
		半 壊 (棟)	9,120	721	9,841																																																																																																																																																	
		被害率 (%)	1.8	0.17	1.3																																																																																																																																																	
	急傾斜地崩壊	全 壊 (棟)	145	0	145																																																																																																																																																	
		半 壊 (棟)	429	0	429																																																																																																																																																	
		被害率 (%)	0.07	0.0	0.05																																																																																																																																																	
	合 計	全 壊 (棟)	70,516	19,908	90,424																																																																																																																																																	
		半 壊 (棟)	183,594	90,158	273,752																																																																																																																																																	
		被害率 (%)	31.57	23.97	29.05																																																																																																																																																	
	火災・延焼	出 火 (棟)	54	47	101																																																																																																																																																	
		延 焼 (棟)	2,729	881	3,610																																																																																																																																																	
合 計 (棟)		2,783	928	3,711																																																																																																																																																		
	建物屋外付帯物の落下 (棟)	28,285	9,105	37,390																																																																																																																																																		
	ブロック塀等倒壊	現 況 (件)	170,020																																																																																																																																																			
		倒 壊 (件)	29,726																																																																																																																																																			
	自動販売機の転倒	現 況 (件)	82,158																																																																																																																																																			
		転 倒 (件)	3,057																																																																																																																																																			
人的被害		現況人口 (人)	1,089,434																																																																																																																																																			
		被害項目	死者数	負傷者数	合 計																																																																																																																																																	
		建物の倒壊 (人)	4,036	19,956	23,992																																																																																																																																																	
		急傾斜地崩壊 (人)	8	10	18																																																																																																																																																	
		火災・延焼 (人)	213	512	725																																																																																																																																																	
		各種の塀倒壊 (人)	17	424	441																																																																																																																																																	
		自動販売機の転倒 (人)	0	3	3																																																																																																																																																	
		建物屋外付帯物の落下 (人)	0	53	53																																																																																																																																																	
	合 計 (人)	4,274	20,958	25,232																																																																																																																																																		

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																																																																				
<p>第5 富山県に関わる活断層の地震評価（文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会） 文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会は、全国の主要な98の内陸型の活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性等評価しており、その成果として、平成17年3月に「全国を概観した地震動予測地図」が公表されるとともに、同年4月には全ての長期評価結果の公表を終えたところである。 富山県に関わる活断層の地震評価として、平成14年12月に砺波平野断層帯・呉羽山断層帯、平成16年9月に跡津川断層帯・庄川断層帯、平成17年3月に牛首断層帯の長期評価結果が公表されている。 地震発生確率では、砺波平野断層帯は「高いグループ」、呉羽山断層帯は「やや高いグループ」に属する。（30年以内の地震発生確率が3%以上は、高いグループ、0.1%以上～3%未満をやや高いグループとしている。）</p> <p>《長期地震評価の内容（文部科学省地震調査研究推進本部）》</p> <table border="1" data-bbox="112 636 1276 1276"> <thead> <tr> <th>活断層名</th> <th>地震規模</th> <th>地震発生確率 (30年内)</th> <th>平均活動間隔</th> <th>最新活動時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砺波平野断層帯西部 (石動、法林寺断層)</td> <td>M7.2</td> <td>ほぼ0%～3% もしくはそれ以上</td> <td>約5000年～12000年 もしくはそれ以下</td> <td>約6900年前 ～2700年前</td> </tr> <tr> <td>砺波平野断層帯東部 (高清水、城端・上梨断層)</td> <td>M7.3</td> <td>0.05%～6%</td> <td>3000年～ 7000年程度</td> <td>約4300年前 ～3700年前</td> </tr> <tr> <td>呉羽山断層帯</td> <td>M7.2</td> <td>0.6%～1%</td> <td>3000年～ 5000年程度</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>跡津川断層帯</td> <td>M7.9</td> <td>ほぼ0%</td> <td>約2300年 ～2700年</td> <td>1858年 飛越地震</td> </tr> <tr> <td>庄川断層帯</td> <td>M7.9</td> <td>ほぼ0%</td> <td>約3600年 ～6900年</td> <td>11～16世紀</td> </tr> <tr> <td>牛首断層帯</td> <td>M7.7</td> <td>ほぼ0%</td> <td>約5000年 ～7100年</td> <td>11～12世紀</td> </tr> </tbody> </table> <p>《参考》</p> <table border="1" data-bbox="112 1545 1276 1640"> <tbody> <tr> <td>野島断層 (兵庫県南部地震)</td> <td>M7.3</td> <td>0.4%～8%</td> <td>約1800年 ～3000年</td> <td>1995(H7)</td> </tr> </tbody> </table>	活断層名	地震規模	地震発生確率 (30年内)	平均活動間隔	最新活動時期	砺波平野断層帯西部 (石動、法林寺断層)	M7.2	ほぼ0%～3% もしくはそれ以上	約5000年～12000年 もしくはそれ以下	約6900年前 ～2700年前	砺波平野断層帯東部 (高清水、城端・上梨断層)	M7.3	0.05%～6%	3000年～ 7000年程度	約4300年前 ～3700年前	呉羽山断層帯	M7.2	0.6%～1%	3000年～ 5000年程度	不明	跡津川断層帯	M7.9	ほぼ0%	約2300年 ～2700年	1858年 飛越地震	庄川断層帯	M7.9	ほぼ0%	約3600年 ～6900年	11～16世紀	牛首断層帯	M7.7	ほぼ0%	約5000年 ～7100年	11～12世紀	野島断層 (兵庫県南部地震)	M7.3	0.4%～8%	約1800年 ～3000年	1995(H7)	<p>第5 富山県に関わる活断層の地震評価（地震調査研究推進本部） 地震調査研究推進本部は、全国の主要な110の内陸型の活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性等評価している。 富山県に関わる活断層の地震評価として、平成14年12月（平成20年5月一部改訂）に砺波平野断層帯・呉羽山断層帯、平成16年9月に跡津川断層帯・庄川断層帯、平成17年3月に牛首断層帯、平成19年5月に魚津断層帯の長期評価結果が公表されている。 地震発生確率では、砺波平野断層帯東部及び呉羽山断層帯は「高いグループ」、砺波平野断層帯西部及び魚津断層帯は「やや高いグループ」に属する。（30年以内の地震発生確率が3%以上は「高いグループ」、0.1%以上～3%未満を「やや高いグループ」としている。）</p> <p>《長期地震評価の内容（地震調査研究推進本部）》</p> <table border="1" data-bbox="1341 636 2534 1178"> <thead> <tr> <th>活断層名</th> <th>地震規模</th> <th>地震発生確率 (30年内)</th> <th>平均活動間隔</th> <th>最新活動時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砺波平野断層帯西部 (石動、法林寺断層)</td> <td>M7.2</td> <td>ほぼ0%～2% もしくはそれ以上</td> <td>約6000年～12000年 もしくはそれ以下</td> <td>約6900年前 ～1世紀</td> </tr> <tr> <td>砺波平野断層帯東部 (高清水断層)</td> <td>M7.0</td> <td>0.04%～6%</td> <td>3000年～ 7000年程度</td> <td>約4300年前 ～3600年前</td> </tr> <tr> <td>呉羽山断層帯</td> <td>M7.2</td> <td>ほぼ0%～5%</td> <td>3000年～ 5000年程度</td> <td>約3500年前 ～7世紀</td> </tr> <tr> <td>跡津川断層帯</td> <td>M7.9</td> <td>ほぼ0%</td> <td>約2300年 ～2700年</td> <td>1858年 飛越地震</td> </tr> <tr> <td>庄川断層帯</td> <td>M7.9</td> <td>ほぼ0%</td> <td>約3600年 ～6900年</td> <td>11～16世紀</td> </tr> <tr> <td>牛首断層帯</td> <td>M7.7</td> <td>ほぼ0%</td> <td>約5000年 ～7100年</td> <td>11～12世紀</td> </tr> <tr> <td>魚津断層帯</td> <td>M7.3</td> <td>0.4%以上</td> <td>8000年程度以下</td> <td>不明</td> </tr> </tbody> </table> <p>《参考》その他本県に影響を及ぼす活断層</p> <table border="1" data-bbox="1341 1327 2534 1467"> <tbody> <tr> <td>森本・富樫断層帯</td> <td>M7.2</td> <td>ほぼ0%～6%</td> <td>約2000年</td> <td>約2000年前 ～200年前</td> </tr> <tr> <td>邑知瀧断層帯</td> <td>M7.6</td> <td>2%</td> <td>約1200年 ～1900年程度</td> <td>約3200年前 ～9世紀</td> </tr> </tbody> </table> <p>《参考》1995年兵庫県南部地震発生直前における確率</p> <table border="1" data-bbox="1341 1556 2534 1654"> <tbody> <tr> <td>六甲・淡路島断層帯主部 淡路島西岸区間 「野島断層を含む区間」</td> <td>M7.3</td> <td>0.02%～8%</td> <td>約1700年 ～3500年</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>《参考》2011年東北地方太平洋沖地震発生直前における確率</p> <table border="1" data-bbox="1341 1745 2534 1839"> <tbody> <tr> <td>東北地方太平洋沖地震</td> <td>M9.0</td> <td>10%～20%</td> <td>600年程度</td> <td>約500 ～600年前</td> </tr> </tbody> </table>	活断層名	地震規模	地震発生確率 (30年内)	平均活動間隔	最新活動時期	砺波平野断層帯西部 (石動、法林寺断層)	M7.2	ほぼ0%～2% もしくはそれ以上	約6000年～12000年 もしくはそれ以下	約6900年前 ～1世紀	砺波平野断層帯東部 (高清水断層)	M7.0	0.04%～6%	3000年～ 7000年程度	約4300年前 ～3600年前	呉羽山断層帯	M7.2	ほぼ0%～5%	3000年～ 5000年程度	約3500年前 ～7世紀	跡津川断層帯	M7.9	ほぼ0%	約2300年 ～2700年	1858年 飛越地震	庄川断層帯	M7.9	ほぼ0%	約3600年 ～6900年	11～16世紀	牛首断層帯	M7.7	ほぼ0%	約5000年 ～7100年	11～12世紀	魚津断層帯	M7.3	0.4%以上	8000年程度以下	不明	森本・富樫断層帯	M7.2	ほぼ0%～6%	約2000年	約2000年前 ～200年前	邑知瀧断層帯	M7.6	2%	約1200年 ～1900年程度	約3200年前 ～9世紀	六甲・淡路島断層帯主部 淡路島西岸区間 「野島断層を含む区間」	M7.3	0.02%～8%	約1700年 ～3500年		東北地方太平洋沖地震	M9.0	10%～20%	600年程度	約500 ～600年前	<p>・最新の評価に修正 ・隣県活断層で本県に影響のある森本・富樫断層帯及び邑知瀧断層帯の評価を追加</p>
活断層名	地震規模	地震発生確率 (30年内)	平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																		
砺波平野断層帯西部 (石動、法林寺断層)	M7.2	ほぼ0%～3% もしくはそれ以上	約5000年～12000年 もしくはそれ以下	約6900年前 ～2700年前																																																																																																		
砺波平野断層帯東部 (高清水、城端・上梨断層)	M7.3	0.05%～6%	3000年～ 7000年程度	約4300年前 ～3700年前																																																																																																		
呉羽山断層帯	M7.2	0.6%～1%	3000年～ 5000年程度	不明																																																																																																		
跡津川断層帯	M7.9	ほぼ0%	約2300年 ～2700年	1858年 飛越地震																																																																																																		
庄川断層帯	M7.9	ほぼ0%	約3600年 ～6900年	11～16世紀																																																																																																		
牛首断層帯	M7.7	ほぼ0%	約5000年 ～7100年	11～12世紀																																																																																																		
野島断層 (兵庫県南部地震)	M7.3	0.4%～8%	約1800年 ～3000年	1995(H7)																																																																																																		
活断層名	地震規模	地震発生確率 (30年内)	平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																		
砺波平野断層帯西部 (石動、法林寺断層)	M7.2	ほぼ0%～2% もしくはそれ以上	約6000年～12000年 もしくはそれ以下	約6900年前 ～1世紀																																																																																																		
砺波平野断層帯東部 (高清水断層)	M7.0	0.04%～6%	3000年～ 7000年程度	約4300年前 ～3600年前																																																																																																		
呉羽山断層帯	M7.2	ほぼ0%～5%	3000年～ 5000年程度	約3500年前 ～7世紀																																																																																																		
跡津川断層帯	M7.9	ほぼ0%	約2300年 ～2700年	1858年 飛越地震																																																																																																		
庄川断層帯	M7.9	ほぼ0%	約3600年 ～6900年	11～16世紀																																																																																																		
牛首断層帯	M7.7	ほぼ0%	約5000年 ～7100年	11～12世紀																																																																																																		
魚津断層帯	M7.3	0.4%以上	8000年程度以下	不明																																																																																																		
森本・富樫断層帯	M7.2	ほぼ0%～6%	約2000年	約2000年前 ～200年前																																																																																																		
邑知瀧断層帯	M7.6	2%	約1200年 ～1900年程度	約3200年前 ～9世紀																																																																																																		
六甲・淡路島断層帯主部 淡路島西岸区間 「野島断層を含む区間」	M7.3	0.02%～8%	約1700年 ～3500年																																																																																																			
東北地方太平洋沖地震	M9.0	10%～20%	600年程度	約500 ～600年前																																																																																																		

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考															
<p>第6 「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」(内閣府政策統括官(防災担当)) 中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」、「首都直下地震対策専門調査会」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」において、防災対策の検討のため震度分布の推計等が行われた。平成17年10月にその一連の調査結果が整理されたことにより、「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」が取りまとめられ、公表された。 地震による地表でのゆれの強さは、主に、「地震の規模(マグニチュード)」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なる。一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなる。この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現されている。「地盤のゆれやすさ全国マップ」は、全国の表層地盤のゆれやすさを地図として表現したものである。 なお、本県の表層地盤のゆれやすさは巻末図6「表層地震のゆれやすさ(富山県)」のとおりである。</p>	<p>なお、本県の表層地盤のゆれやすさは巻末図「表層地震のゆれやすさ(富山県)」のとおりである。</p> <p>第7 減災目標の設定 地震防災対策特別措置法では、県地域防災計画において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めるものとされている。 このため、本県に最も大きな影響を及ぼす可能性がある呉羽山断層帯による地震について、減災目標を設定し、計画的に地震防災対策の充実を図るものとする。</p> <p>1 減災目標 呉羽山断層帯による地震の死者数を半減する。</p> <p>＜参考＞人的被害の軽減効果の予測</p> <table border="1" data-bbox="1540 947 2665 1108"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状</th> <th>住宅の耐震化率を向上した場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震化率</td> <td>68%※</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>予測死者数</td> <td>4,274人</td> <td>2,107人 (▲2,167人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成20年住宅・土地統計調査による推計値</p> <p>2 計画期間 平成24年度から平成33年度</p> <p>3 重点施策及び目標</p> <table border="1" data-bbox="1421 1293 2576 1967"> <thead> <tr> <th>重点施策</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震災予防対策の推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防災関係者の育成や対処能力向上を図るための、県広域消防防災センターにおける高度で実践的な訓練の実施 県広域消防防災センターにおける、津波に備えた自然体験型学習など県民の防災意識等を高めるための防災教育の実施 自主防災組織が実施する住民が主体となった実践的な地震・津波避難訓練の実施、津波に備えた資機材の整備 学校における防災教育・防災管理の推進 </td> </tr> <tr> <td>地震に強い県土・まちづくり</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の救命医療の拠点となる病院の耐震性確保や発電設備・資機材の充実 【目標】災害拠点病院、救命救急センターの耐震化率 75%→100% 警察署耐震化、交通信号機自動電源付加装置の整備など、災害に強い警察基盤の充実・強化 私立学校を含む小中学校や高校、県立大学の耐震性確保の促進 【目標】県立学校の耐震化率 71.5%→100% 広域医療搬送の体制整備 道路・橋梁、港湾、河川、砂防、海岸、下水道等の公共土木施設や農業水利施設の地震対策の充実 荒廃河川や土砂災害危険箇所における砂防施設等の整備など土砂災害対策の推進 耐震診断及び耐震改修に対する支援、市町村・団体等と連携した周知・啓発などによる木造住宅の耐震化の促進 【目標】住宅の耐震化率 68%→85% </td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状	住宅の耐震化率を向上した場合	耐震化率	68%※	85%	予測死者数	4,274人	2,107人 (▲2,167人)	重点施策	内 容	震災予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 防災関係者の育成や対処能力向上を図るための、県広域消防防災センターにおける高度で実践的な訓練の実施 県広域消防防災センターにおける、津波に備えた自然体験型学習など県民の防災意識等を高めるための防災教育の実施 自主防災組織が実施する住民が主体となった実践的な地震・津波避難訓練の実施、津波に備えた資機材の整備 学校における防災教育・防災管理の推進 	地震に強い県土・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の救命医療の拠点となる病院の耐震性確保や発電設備・資機材の充実 【目標】災害拠点病院、救命救急センターの耐震化率 75%→100% 警察署耐震化、交通信号機自動電源付加装置の整備など、災害に強い警察基盤の充実・強化 私立学校を含む小中学校や高校、県立大学の耐震性確保の促進 【目標】県立学校の耐震化率 71.5%→100% 広域医療搬送の体制整備 道路・橋梁、港湾、河川、砂防、海岸、下水道等の公共土木施設や農業水利施設の地震対策の充実 荒廃河川や土砂災害危険箇所における砂防施設等の整備など土砂災害対策の推進 耐震診断及び耐震改修に対する支援、市町村・団体等と連携した周知・啓発などによる木造住宅の耐震化の促進 【目標】住宅の耐震化率 68%→85% 	<p>・巻末図番号削除</p> <p>・現在策定中の新総合計画及びH23.6 呉羽山断層帯地震調査を踏まえ減災目標を設定</p>
項目	現状	住宅の耐震化率を向上した場合															
耐震化率	68%※	85%															
予測死者数	4,274人	2,107人 (▲2,167人)															
重点施策	内 容																
震災予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 防災関係者の育成や対処能力向上を図るための、県広域消防防災センターにおける高度で実践的な訓練の実施 県広域消防防災センターにおける、津波に備えた自然体験型学習など県民の防災意識等を高めるための防災教育の実施 自主防災組織が実施する住民が主体となった実践的な地震・津波避難訓練の実施、津波に備えた資機材の整備 学校における防災教育・防災管理の推進 																
地震に強い県土・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の救命医療の拠点となる病院の耐震性確保や発電設備・資機材の充実 【目標】災害拠点病院、救命救急センターの耐震化率 75%→100% 警察署耐震化、交通信号機自動電源付加装置の整備など、災害に強い警察基盤の充実・強化 私立学校を含む小中学校や高校、県立大学の耐震性確保の促進 【目標】県立学校の耐震化率 71.5%→100% 広域医療搬送の体制整備 道路・橋梁、港湾、河川、砂防、海岸、下水道等の公共土木施設や農業水利施設の地震対策の充実 荒廃河川や土砂災害危険箇所における砂防施設等の整備など土砂災害対策の推進 耐震診断及び耐震改修に対する支援、市町村・団体等と連携した周知・啓発などによる木造住宅の耐震化の促進 【目標】住宅の耐震化率 68%→85% 																

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）		備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン施設・設備の耐震性の確保 ・津波に備えた海岸保全施設等の整備、津波避難誘導標識・海拔表示設置、津波避難ビルなど避難場所の確保、津波ハザードマップの作成支援・住民への周知徹底など、津波対策の強化 【目標】津波ハザードマップの作成市町 1市→9市町（沿岸市町全て） 	
	<p>震災応急対策の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸部における情報伝達体制の拡充など津波応急対策の推進 ・関係機関が連携したライフライン施設・設備や緊急通行確保路線の迅速な応急復旧対策の推進 ・DMAT等における資機材整備、災害医療人材育成など災害医療体制の充実 ・医療救護に係る連絡、医療救護・保健班の派遣、医療救護所の設置運営に係る体制整備 ・災害救援ボランティアの円滑な受入れと効果的な活動に向けた体制の整備 ・非常食・生活必需品の備蓄の確保 ・他都道府県、関係機関との連携強化など、広域的な災害時応援体制の充実 	
	<p>震災復旧・復興対策の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援、税の免除など被災者の生活再建支援 ・既往債務の償還猶予、償還期間の延長など中小企業、農林漁業者への支援 ・激甚災害指定による復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧 ・道路、河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設など公共土木施設の復旧計画の迅速な策定 	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p>第6節 本県における津波</p> <p>津波災害対策の検討に当たっては、最大クラスの津波を想定することが重要である。今後、本県で起こり得る大規模な津波を予測し、被害を想定することは、本計画に基づく津波災害対策を推進するうえで前提となるものである。</p> <p>また、津波による被害を想定することは、予防、応急、復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が津波災害対策を推進するうえにおいて役立つばかりでなく、防災関係機関や県民の津波に対する意識高揚にも大きな効果が期待できる。</p> <p>こうしたことから、本県における過去の津波を把握するとともに、津波被害の想定に基づく津波災害対策を推進する必要がある。</p> <p>第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方</p> <p>1 津波の適切な設定</p> <p>(1) 最大クラスの津波の想定</p> <p>国、県及び市町村は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</p> <p>津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。</p> <p>(2) 被害想定</p> <p>国、県及び市町村は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行なうものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。</p> <p>2 津波災害対策のための基本的な考え方</p> <p>(1) 本県における津波の想定</p> <p>国の防災基本計画においては、津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定（主に太平洋側の海溝型地震を想定）することを基本としている。</p> <p>ア 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波</p> <p>比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。</p> <p>イ 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波</p> <p>住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。</p> <p>富山県では、海溝型地震ではなく、活断層地震による津波が想定されており、上記アの百年に1度程度の「発生頻度の高い津波」は、文献調査において確認されていない。上記イについても、文献調査において、東日本大震災のような（600～1,000年に一度と推定されている）海溝型の津波は確認されていない。しかしながら、富山県では、念のため、あらゆる可能性を考慮して県民の一層の安全・安心の確保に資するため、さらに発生確度の極めて低い3～5千年に一度程度の活断層（呉羽山断層帯）や、未確認の断層（糸魚川沖や能登半島沖の断層）による津波を想定することとする。</p>	<p>・節の追加</p>

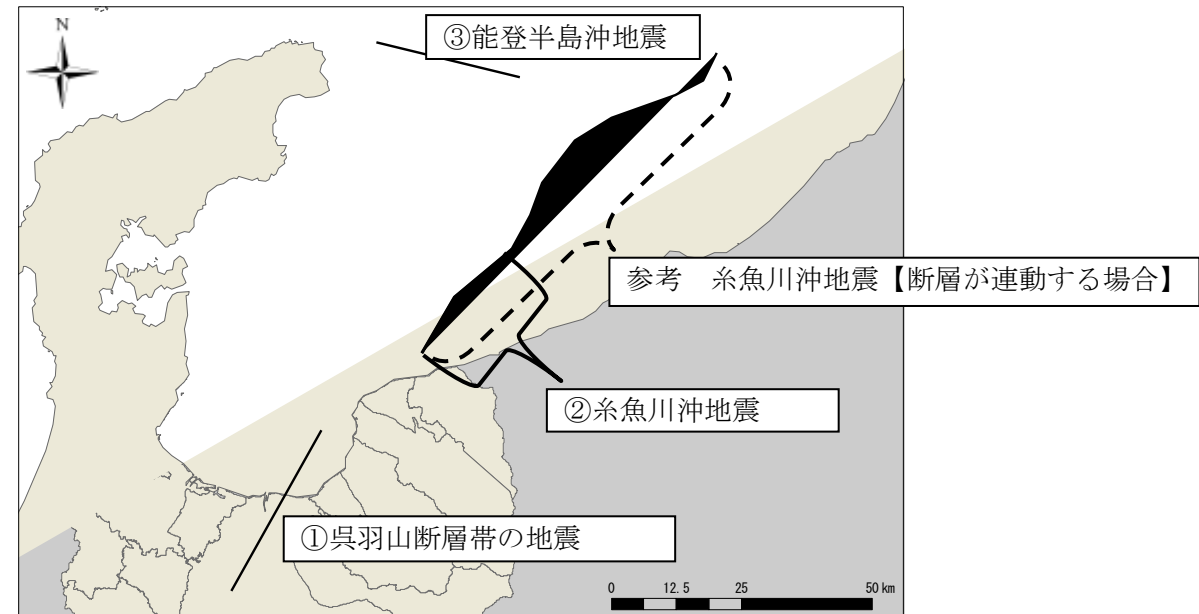
富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																										
	<p>第2 過去の津波 本県で発生した過去の津波としては、1833年山形県沖地震、近年では1964年新潟地震津波、1983年日本海中部地震津波、1993年北海道南西沖地震津波が挙げられる。（被害の記述なし）</p> <table border="1" data-bbox="1409 336 2588 661"> <thead> <tr> <th>発生日</th> <th>地震の名称</th> <th>地震規模</th> <th>富山県での記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1833年12月7日</td> <td>山形県沖地震</td> <td>M7.8</td> <td>氷見で1～2mの高さ</td> </tr> <tr> <td>1964年6月16日</td> <td>新潟地震</td> <td>M7.5</td> <td>検潮記録による高さで、魚津38cm（推算潮位上）、富山48cm（TP上）、伏木61cm（TP上）</td> </tr> <tr> <td>1983年5月26日</td> <td>日本海中部地震</td> <td>M7.7</td> <td>現地調査による高さで、滑川市0.43m、新湊市0.34m、高岡市0.65m、氷見市0.72m、氷見市中安0.15m</td> </tr> <tr> <td>1993年7月12日</td> <td>北海道南西沖地震</td> <td>M7.8</td> <td>最大全振幅で、富山17cm、萩浦橋（富山）13cm、富山新港22cm、伏木港17cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>※東京大学出版会「日本被害津波総覧【第2版】」</p> <p>第3 津波シミュレーション調査</p> <p>1 調査にあたり想定した津波 国では、2つのレベルの津波を想定（太平洋側の海溝型地震を想定） （1）発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波 （2）発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 本県では、海溝型地震ではなく、活断層地震による津波が想定されており、上記（1）の百年に1度程度の「発生頻度の高い津波」は文献調査において確認されていない。上記（2）についても、文献調査において、東日本大震災のような（600～1,000年と推定される）海溝型の津波は確認されていない。国においては、太平洋側の東海・東南海・南海地震などの海溝型地震による津波や、日本海側では、北海道沖から新潟県沖にかけての日本海東縁部で発生する地震による津波など、発生頻度の高い津波を想定して調査を実施しているが、本県の近海においては、調査が実施されていない。本県では、念のため、あらゆる可能性を考慮して、県民の一層の安全・安心の確保に資するため、さらに発生確率の極めて低い、3～5千年に1度程度の活断層（呉羽山断層帯）や、未確認の断層（糸魚川沖や能登沖の断層）による津波を想定することとする。 また、参考までにこれまで連動が確認されていない断層が連動する場合（糸魚川沖の断層）も想定し、さらに、最悪の事態を想定し、海岸保全施設等が「機能する場合」に加え、「破壊される場合」も想定することとする。</p> <p>2 調査内容 （1）富山県沿岸域で想定される津波高、到達時間、浸水想定図 （2）津波による人的被害、建物被害の予測</p> <p>3 対象地震</p> <table border="1" data-bbox="1389 1423 2279 1680"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象地震</th> <th rowspan="2">地震規模</th> <th colspan="2">地震により隆起する地盤すべり量</th> </tr> <tr> <th>長さ</th> <th>幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①呉羽山断層帯の地震</td> <td>M7.4</td> <td>2.9m</td> <td>長さ 35 km 幅 22 km</td> </tr> <tr> <td>②糸魚川沖地震（※）</td> <td>M7.2</td> <td>2.2m</td> <td>長さ 28 km 幅 44 km</td> </tr> <tr> <td>③能登半島沖地震（※）</td> <td>M7.2</td> <td>2.2m</td> <td>長さ 28 km 幅 44 km</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】</p> <table border="1" data-bbox="1389 1747 2279 1822"> <tbody> <tr> <td>糸魚川沖地震（※） 【断層が連動する場合】</td> <td>M8.0</td> <td>6.6m</td> <td>長さ 84 km 幅 44 km</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）国の地震調査研究推進本部において、断層の存在、長さ等が、明確には確認されていない。</p>	発生日	地震の名称	地震規模	富山県での記録	1833年12月7日	山形県沖地震	M7.8	氷見で1～2mの高さ	1964年6月16日	新潟地震	M7.5	検潮記録による高さで、魚津38cm（推算潮位上）、富山48cm（TP上）、伏木61cm（TP上）	1983年5月26日	日本海中部地震	M7.7	現地調査による高さで、滑川市0.43m、新湊市0.34m、高岡市0.65m、氷見市0.72m、氷見市中安0.15m	1993年7月12日	北海道南西沖地震	M7.8	最大全振幅で、富山17cm、萩浦橋（富山）13cm、富山新港22cm、伏木港17cm	対象地震	地震規模	地震により隆起する地盤すべり量		長さ	幅	①呉羽山断層帯の地震	M7.4	2.9m	長さ 35 km 幅 22 km	②糸魚川沖地震（※）	M7.2	2.2m	長さ 28 km 幅 44 km	③能登半島沖地震（※）	M7.2	2.2m	長さ 28 km 幅 44 km	糸魚川沖地震（※） 【断層が連動する場合】	M8.0	6.6m	長さ 84 km 幅 44 km	
発生日	地震の名称	地震規模	富山県での記録																																									
1833年12月7日	山形県沖地震	M7.8	氷見で1～2mの高さ																																									
1964年6月16日	新潟地震	M7.5	検潮記録による高さで、魚津38cm（推算潮位上）、富山48cm（TP上）、伏木61cm（TP上）																																									
1983年5月26日	日本海中部地震	M7.7	現地調査による高さで、滑川市0.43m、新湊市0.34m、高岡市0.65m、氷見市0.72m、氷見市中安0.15m																																									
1993年7月12日	北海道南西沖地震	M7.8	最大全振幅で、富山17cm、萩浦橋（富山）13cm、富山新港22cm、伏木港17cm																																									
対象地震	地震規模	地震により隆起する地盤すべり量																																										
		長さ	幅																																									
①呉羽山断層帯の地震	M7.4	2.9m	長さ 35 km 幅 22 km																																									
②糸魚川沖地震（※）	M7.2	2.2m	長さ 28 km 幅 44 km																																									
③能登半島沖地震（※）	M7.2	2.2m	長さ 28 km 幅 44 km																																									
糸魚川沖地震（※） 【断層が連動する場合】	M8.0	6.6m	長さ 84 km 幅 44 km																																									

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
----------	---------------	----

対象断層の位置



4 調査結果の概要（浸水想定 巻末図7）

富山県に影響を及ぼす恐れのある津波について、シミュレーション調査を行った結果、本県における津波の特徴は以下のとおりである。

- ア 地震発生から津波到達までの時間は早いところで1～2分と短いこと
- イ 津波高は最大で滑川市の2.3～7.1mであり、海溝型地震による津波に比べ低いこと
- ウ 大きな津波は第1波のみで、継続時間は約3分と短いこと
- エ 5mを超える浸水は、海岸から概ね10m以内であること

(1) 津波高及び最大津波高の到達時間の予測

※参考

沿岸市町	①呉羽山断層帯の地震 (地震規模 M7.4 長さ 35 km すべり量 2.9 m)		②糸魚川沖地震 (※) (地震規模 M7.2 長さ 28 km すべり量 2.2 m)		③能登半島沖地震 (※) (地震規模 M7.2 長さ 28 km すべり量 2.2 m)		糸魚川沖地震 (※) 【断層が連動する場合】 (地震規模 M8.0 長さ 84 km すべり量 6.6 m)	
	津波高	最大津波高の到達時間	津波高	最大津波高の到達時間	津波高	最大津波高の到達時間	津波高	最大津波高の到達時間
富山市	1.4～5.2m	1分	0.4～1.5m	11分	0.4～1.1m	13分	1.9～3.6m	13分
高岡市	0.8～1.8m	4分	0.1～1.0m	14分	0.2～1.1m	15分	0.8～3.5m	18分
魚津市	1.3～4.8m	2分	0.2～0.9m	8分	0.2～0.5m	10分	1.3～3.0m	14分
氷見市	1.2～3.9m	5分	0.5～1.4m	12分	0.3～1.1m	14分	2.1～4.6m	12分
滑川市	2.3～7.1m	2分	0.3～0.7m	10分	0.3～0.5m	11分	1.5～2.9m	15分
黒部市	0.8～3.5m	2分	0.2～0.8m	6分	0.2～0.5m	8分	1.1～3.2m	6分
射水市	0.8～3.1m	1分	0.1～1.5m	13分	0.1～1.5m	15分	0.4～3.9m	14分
入善町	0.8～2.3m	3分	0.4～2.5m	5分	0.2～1.4m	7分	1.5～5.0m	5分
朝日町	0.5～1.2m	9分	0.9～2.7m	3分	0.6～1.9m	8分	2.5～5.6m	3分

(※) 国の地震調査研究推進本部において、断層の存在、長さ等が、明確には確認されていない。

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																																																												
	<p>(2) 被害想定予測とその軽減効果</p> <p>ア 被害想定予測</p> <table border="1" data-bbox="1439 430 2635 919"> <thead> <tr> <th rowspan="3">想定地震</th> <th colspan="3">海岸保全施設等が機能する場合</th> <th colspan="3">海岸保全施設等が破壊される場合</th> </tr> <tr> <th colspan="2">木造建物（棟）</th> <th rowspan="2">死者（人）</th> <th colspan="2">木造建物（棟）</th> <th rowspan="2">死者（人）</th> </tr> <tr> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①呉羽山断層帯の地震</td> <td>187</td> <td>392</td> <td>105</td> <td>395</td> <td>1,279</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>②糸魚川沖地震（※）</td> <td>4</td> <td>55</td> <td>11</td> <td>18</td> <td>124</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>③能登半島沖地震（※）</td> <td>4</td> <td>35</td> <td>8</td> <td>19</td> <td>82</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p><参考></p> <table border="1" data-bbox="1439 982 2635 1081"> <tbody> <tr> <td>糸魚川沖地震（※） 【断層が連動する場合】</td> <td>934</td> <td>2,398</td> <td>285</td> <td>1,589</td> <td>4,863</td> <td>322</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）国の地震調査研究推進本部において、断層の存在、長さ等が、明確には確認されていない。</p> <p>イ 人的被害の軽減効果の予測（避難意識の向上）</p> <table border="1" data-bbox="1439 1207 2665 1633"> <thead> <tr> <th rowspan="3">想定地震</th> <th colspan="3">海岸保全施設等が機能する場合</th> <th colspan="3">海岸保全施設等が破壊される場合</th> </tr> <tr> <th>意識が低い場合</th> <th>国の目標</th> <th>意識が高い場合</th> <th>意識が低い場合</th> <th>国の目標</th> <th>意識が高い場合</th> </tr> <tr> <th>〔避難率〕 68%</th> <th>〔避難率〕 77%</th> <th>〔避難率〕 98%</th> <th>〔避難率〕 68%</th> <th>〔避難率〕 77%</th> <th>〔避難率〕 98%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①呉羽山断層帯の地震</td> <td>105人</td> <td>99人 (▲6人)</td> <td>70人 (▲35人)</td> <td>125人</td> <td>120人 (▲5人)</td> <td>87人 (▲38人)</td> </tr> <tr> <td>②糸魚川沖地震（※）</td> <td>11人</td> <td>9人 (▲2人)</td> <td>5人 (▲6人)</td> <td>11人</td> <td>9人 (▲2人)</td> <td>6人 (▲5人)</td> </tr> <tr> <td>③能登半島沖地震（※）</td> <td>8人</td> <td>8人 (0人)</td> <td>3人 (▲5人)</td> <td>9人</td> <td>8人 (▲1人)</td> <td>4人 (▲5人)</td> </tr> </tbody> </table> <p><参考></p> <table border="1" data-bbox="1439 1696 2665 1759"> <tbody> <tr> <td>糸魚川沖地震（※） 【断層が連動する場合】</td> <td>285人</td> <td>251人 (▲34人)</td> <td>40人 (▲245人)</td> <td>322人</td> <td>295人 (▲27人)</td> <td>49人 (▲273人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）国の地震調査研究推進本部において、断層の存在、長さ等が、明確には確認されていない。 （※）避難率については、国の中央防災会議（H18.1、H20.12）で用いられた率（68%、77%、98%）を採用</p>	想定地震	海岸保全施設等が機能する場合			海岸保全施設等が破壊される場合			木造建物（棟）		死者（人）	木造建物（棟）		死者（人）	全壊	半壊	全壊	半壊	①呉羽山断層帯の地震	187	392	105	395	1,279	125	②糸魚川沖地震（※）	4	55	11	18	124	11	③能登半島沖地震（※）	4	35	8	19	82	9	糸魚川沖地震（※） 【断層が連動する場合】	934	2,398	285	1,589	4,863	322	想定地震	海岸保全施設等が機能する場合			海岸保全施設等が破壊される場合			意識が低い場合	国の目標	意識が高い場合	意識が低い場合	国の目標	意識が高い場合	〔避難率〕 68%	〔避難率〕 77%	〔避難率〕 98%	〔避難率〕 68%	〔避難率〕 77%	〔避難率〕 98%	①呉羽山断層帯の地震	105人	99人 (▲6人)	70人 (▲35人)	125人	120人 (▲5人)	87人 (▲38人)	②糸魚川沖地震（※）	11人	9人 (▲2人)	5人 (▲6人)	11人	9人 (▲2人)	6人 (▲5人)	③能登半島沖地震（※）	8人	8人 (0人)	3人 (▲5人)	9人	8人 (▲1人)	4人 (▲5人)	糸魚川沖地震（※） 【断層が連動する場合】	285人	251人 (▲34人)	40人 (▲245人)	322人	295人 (▲27人)	49人 (▲273人)	
想定地震	海岸保全施設等が機能する場合			海岸保全施設等が破壊される場合																																																																																										
	木造建物（棟）		死者（人）	木造建物（棟）		死者（人）																																																																																								
	全壊	半壊		全壊	半壊																																																																																									
①呉羽山断層帯の地震	187	392	105	395	1,279	125																																																																																								
②糸魚川沖地震（※）	4	55	11	18	124	11																																																																																								
③能登半島沖地震（※）	4	35	8	19	82	9																																																																																								
糸魚川沖地震（※） 【断層が連動する場合】	934	2,398	285	1,589	4,863	322																																																																																								
想定地震	海岸保全施設等が機能する場合			海岸保全施設等が破壊される場合																																																																																										
	意識が低い場合	国の目標	意識が高い場合	意識が低い場合	国の目標	意識が高い場合																																																																																								
	〔避難率〕 68%	〔避難率〕 77%	〔避難率〕 98%	〔避難率〕 68%	〔避難率〕 77%	〔避難率〕 98%																																																																																								
①呉羽山断層帯の地震	105人	99人 (▲6人)	70人 (▲35人)	125人	120人 (▲5人)	87人 (▲38人)																																																																																								
②糸魚川沖地震（※）	11人	9人 (▲2人)	5人 (▲6人)	11人	9人 (▲2人)	6人 (▲5人)																																																																																								
③能登半島沖地震（※）	8人	8人 (0人)	3人 (▲5人)	9人	8人 (▲1人)	4人 (▲5人)																																																																																								
糸魚川沖地震（※） 【断層が連動する場合】	285人	251人 (▲34人)	40人 (▲245人)	322人	295人 (▲27人)	49人 (▲273人)																																																																																								